

防災地域建設委員会資料

- | | | |
|---|-------------------------------|----------|
| 1 | 主要施策の概要及び課題について |P 1 |
| 2 | 令和8年度国の施策及び予算編成等に係る重点要望について | |
| | (1) 提案・要望項目、内容 |別途 |
| | (2) 説明資料 |P28 |
| 3 | 報告事項 | |
| | (1) 松江市街地・出雲市街地における緊急浸水対策について |P52 |
| | (2) 大規模下水道管路の全国特別重点調査の実施について |P60 |

令和7年5月21日・22日

土 木 部

1. 人員配置表

(令和7年4月1日現在)

(1)本 庁

課 名	事 務	技 術	計
土 木 総 務 課	23	11	34
技 術 管 理 課	0	24	24
用 地 対 策 課	12	1	13
道 路 維 持 課	4	12	16
道 路 建 設 課	4	12	16
高 速 道 路 推 進 課	1	6	7
河 川 課	6	20	26
斐伊川神戸川対策課	6	2	8
港 湾 空 港 課	5	12	17
砂 防 課	7	11	18
都 市 計 画 課	4	15	19
下 水 道 推 進 課	8	5	13
建 築 住 宅 課	5	17	22
計	85	148	233

(2)地方機関

機 関 名	事 務	技 術	計
松 江 県 土 整 備 事 務 所	41	102	143
雲 南 県 土 整 備 事 務 所	19	60	79
出 雲 県 土 整 備 事 務 所	32	69	101
県 央 県 土 整 備 事 務 所	23	59	82
浜 田 県 土 整 備 事 務 所	26	65	91
益 田 県 土 整 備 事 務 所	30	66	96
浜田河川総合開発事務所	1	9	10
出雲空港管理事務所	11	6	17
宍道湖流域下水道事務所	3	8	11
浜田港湾振興センター	4	4	8
計	190	448	638

合 計	275	596	871
-----	-----	-----	-----

(総務部所管)

隠岐支庁隠岐県土整備局	22	38	60
-------------	----	----	----

2. 各課別分掌事務

(1) 土木総務課

- ① 県土整備事務所、河川総合開発事務所、空港管理事務所、宍道湖流域下水道事務所及び浜田港湾振興センターに関すること。
- ② 島根県土地開発公社の業務運営の指導に関すること。
- ③ 公益財団法人島根県建設技術センターの業務運営の指導に関すること。
- ④ 建設産業対策に関すること(建設産業対策室)。
- ⑤ 建設業の許可及び入札参加者の資格審査等に関すること(建設産業対策室)。
- ⑥ 土木部(建築住宅課の所掌に属するものを除く。)所属の工事に係る入札及び契約に関すること(建設産業対策室)。
- ⑦ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 127 号)の施行に係る調整に関すること(建設産業対策室)。
- ⑧ 浄化槽工事業に係る登録に関すること(建設産業対策室)。
- ⑨ 解体工事業者の登録に関すること(建設産業対策室)。
- ⑩ 建設統計に関すること(建設産業対策室)。
- ⑪ 建設機械抵当法(昭和 29 年法律第 97 号)の施行に関すること(建設産業対策室)。
- ⑫ 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成 19 年法律第 66 号)に基づく届出事務(建設業許可業者に係るものに限る。)に関すること(建設産業対策室)。

(2) 技術管理課

- ① 公共土木工事に係る設計積算基準及び施工管理に関すること。
- ② 公共土木工事及び建築工事に係る検査に関すること。
- ③ 公共土木工事に係る技術の総合調整に関すること。
- ④ 建設副産物対策に関すること。
- ⑤ 建設リサイクルの推進に関すること。
- ⑥ 公共工事の品質確保に関すること。
- ⑦ 測量法(昭和 24 年法律第 188 号)の施行に関すること。
- ⑧ 公共土木施設の長寿命化の推進に関すること(建設DX推進室)
- ⑨ インフラDXの推進に関すること(建設DX推進室)。

(3) 用地対策課

- ① 公共事業の施行に伴う損失補償基準に関すること。
- ② 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和 47 年法律第 66 号)の施行に関すること。
- ③ 土地利用対策の総合調整に関すること。

- ④ 国土利用計画及び土地利用基本計画に関すること。
- ⑤ 土地取引の規制に関すること。
- ⑥ 地価調査に関すること。
- ⑦ 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和 38 年法律第 152 号)の施行に関すること。
- ⑧ 土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号)の施行に関すること。
- ⑨ 収用委員会に関すること。
- ⑩ 事業認定審議会に関すること。
- ⑪ 土木部の所掌する公物の管理事務に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- ⑫ 国土調査に関すること。
- ⑬ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成 30 年法律第 49 号)の施行に関すること。

(4) 道路維持課

- ① 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)に基づく一般国道(県が管理する区間に限る。以下同じ。)及び県道(第 3 号において「県道等」という。)に係る新設、改築及び維持修繕工事(新設又は改築にあつては、道路建設課の所掌に属するものを除く。)の執行に関すること。
- ② 公共土木施設(道路維持課の所掌に属するものに限る。)の災害復旧工事及びこれに関連する工事の執行に関すること。
- ③ 県道等の管理(前 2 号の規定による所掌事務及び道路建設課の所掌に属するものを除く。)に関すること。
- ④ 道路法に基づく市町村道に係る工事の指導及び監督に関すること。
- ⑤ 道路法に基づく市町村道の管理に係る勧告、助言及び援助に関すること。
- ⑥ 次に掲げる国土交通省所管の国有財産の取得、維持、保存、運用及び処分に関すること。

ア 一般国道、県道若しくは市町村道の用に供するもの又はこれらの不用物件
イ 道路整備特別措置法(昭和 31 年法律第 7 号)第 2 条第 6 項に規定する会社等
が道路の用に供するもの(当該用途の廃止により生じる普通財産を含む。)

(5) 道路建設課

- ① 一般国道及び県道の新設及び改築に関すること。
- ② 交通安全事業（歩道設置及び交差点改良に係るものに限る。）に関すること。
- ③ 道路の企画、調査、計画及びその調整に関すること。

(6) 高速道路推進課

- ① 高速道路の整備促進及びその調整に関する事。
- ② 高速道路の利用促進に関する事。

(7) 河川課

- ① 河川の管理及び工事の執行に関する事。
- ② 海岸保全区域の指定及び管理並びに工事の執行に関する事(他課の所掌に属するものを除く。第 10 号において同じ。)
- ③ 公共土木施設(河川課の所掌に属するものに限る。)の災害復旧工事及びこれに関連する工事の執行に関する事。
- ④ 河川関係市町村工事の指導及び監督に関する事。
- ⑤ 公有水面の埋立てに関する事(港湾及び漁港に係るもの(河川区域に係るものを除く。)を除く。)
- ⑥ 水防に関する事。
- ⑦ 砂利採取計画の認可に関する事(河川課の所掌に属するものに限る。)
- ⑧ 砂利採取法(昭和 43 年法律第 74 号)の施行に関する事。
- ⑨ 採石法(昭和 25 年法律第 291 号)の施行に関する事。
- ⑩ 河川に係る水資源の開発及び利用計画並びにこれらの調整に関する事。
- ⑪ 次に掲げる国土交通省所管の国有財産の取得、維持、保存、運用及び処分に関する事。
 - ア 一級河川(県の管理する区間に限る。)、二級河川若しくは準用河川の用に供するもの又はこれらの廃川敷地等
 - イ 海岸保全施設(港湾空港課の所掌に属するものを除く。)又は公共海岸(土地に限る。)であるもの(当該用途の廃止により生じる普通財産を含む。)
 - ウ 海域(港湾空港課の所掌に属する海域を除く。)に所在するもの
- ⑫ 江の川及びその支川の治水対策の推進に関する事。
- ⑬ ダムの管理及び工事の執行に関する事(河川開発室)。

(8) 斐伊川神戸川対策課

- ① 斐伊川・神戸川治水事業の推進に関する事。
- ② 斐伊川・神戸川治水事業に係る生活再建対策に関する事。
- ③ 斐伊川・神戸川治水事業に係る周辺地域整備に関する事。
- ④ 斐伊川・神戸川治水事業に係る用地補償に関する事。
- ⑤ 斐伊川・神戸川治水事業に係る生活相談に関する事。

(9) 港湾空港課

- ① 港湾の管理及び工事の執行に関すること。
- ② 海岸保全区域(港湾空港課の所掌に属するものに限る。)の指定及び管理並びに工事の執行に関すること。
- ③ 公共土木施設(港湾空港課の所掌に属するものに限る。)の災害復旧工事及びこれに関連する工事の執行に関すること。
- ④ 公有水面の埋立てに関すること(港湾区域に係るものに限る。)
- ⑤ 砂利採取計画の認可に関すること(港湾空港課の所掌に属する港湾及び海岸に係るものに限る。)
- ⑥ 市町村管理港湾の港湾区域の認可に関すること。
- ⑦ 市町村公共土木施設災害復旧事業に係る国庫負担金の交付等に関すること(港湾区域に係るものに限る。)
- ⑧ 港湾区域内又は港湾隣接地内に所在する国土交通省所管の国有財産(公共空地であるものを除く。)の取得、維持、保存、運用及び処分に関すること。
- ⑨ 境港管理組合との連絡調整に関すること。
- ⑩ 空港の管理及び工事の執行に関すること (空港整備室)。

(10) 砂防課

- ① 砂防指定地の管理及び工事の執行に関すること。
- ② 地すべり防止区域の管理及び工事の執行に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
- ③ 急傾斜地崩壊危険区域の管理及び工事の執行に関すること。
- ④ 次に掲げる国土交通省所管の国有財産の取得、維持、保存、運用及び処分に関すること。
 - ア 砂防設備の用に供するもの(当該用途の廃止により生じる普通財産を含む。)
 - イ 地すべり防止施設の用に供するもの(当該用途の廃止により生じる普通財産を含む。)
 - ウ 急傾斜地崩壊防止施設の用に供するもの(当該用途の廃止により生じる普通財産を含む。)
- ⑤ 公共土木施設(砂防課の所掌に属するものに限る。)の災害復旧工事及びこれに関連する工事の執行に関すること。
- ⑥ 公共土木施設(国土交通省所管に係るものに限る。次号において同じ。)災害復旧事業の総合調整に関すること。
- ⑦ 市町村公共土木施設災害復旧事業の指導及び監督に関すること(技術に関することを除く。)
- ⑧ 公共土木施設等災害復旧事業に関する特別財政援助額及び事業別財政援助額の

算定に関すること。

- ⑨ 砂利採取計画(砂防課の所掌に属するものに限る。)の認可に関すること。
- ⑩ 総合的な土砂災害対策に関すること。
- ⑪ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の管理に関すること。
- ⑫ 大規模土砂災害の緊急調査及び土砂災害緊急情報に関すること。

(11) 都市計画課

- ① 都市計画に関すること。
- ② 街路事業に関すること。
- ③ 都市公園に関すること。
- ④ 土地区画整理に関すること。
- ⑤ 市街地再開発事業に関すること(建築住宅課の所掌に属するものを除く。)
- ⑥ 都市災害復旧工事の執行に関すること(下水道推進課の所掌に属するものを除く。次号及び第 8 号において同じ。)
- ⑦ 市町村の都市計画の協議、同意及び都市計画事業の認可に関すること。
- ⑧ 市町村等の都市計画関係事業の指導及び監督に関すること。
- ⑨ 駐車場法(昭和 32 年法律第 106 号)の施行に関すること。
- ⑩ 優良宅地の認定に関すること。
- ⑪ 都市緑地保全及び生産緑地に関すること。
- ⑫ 屋外広告物に関すること。
- ⑬ 景観に関すること。
- ⑭ 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)の施行に関すること。

(12) 下水道推進課

- ① 流域下水道の管理及び工事の執行に関すること。
- ② 公共土木施設(下水道推進課の所掌に係るものに限る。)の災害復旧工事及びこれに関連する工事の執行に関すること。
- ③ 職員の給与支給に関すること(流域下水道事業支弁者に限る。)
- ④ 企業債に関すること(流域下水道事業に限る。)
- ⑤ 流域下水道事業の経営に関すること。
- ⑥ 決算に関すること(流域下水道事業に限る。)
- ⑦ 資産の取得、管理及び処分に関すること(流域下水道事業に限る。)
- ⑧ 出納その他会計事務に関すること(流域下水道事業に限る。)
- ⑨ 汚水処理施設整備の推進に関すること。
- ⑩ 市町村等の下水道事業の指導及び監督に関すること。

- ⑪ 下水道の計画及び調査に関すること。
- ⑫ 下水道に関する市町村の都市計画事業の認可に関すること。
- ⑬ 浄化槽の整備促進に関すること。
- ⑭ 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の用に供する国土交通省所管の国有財産(当該用途の廃止により生じる普通財産を含む。)の取得、維持、保存、運用及び処分に関すること。

(13) 建築住宅課

- ① 県営住宅の整備及び管理に関すること。
- ② 市町村等の建築物（国土交通省所管の国庫補助金等又は県費補助金の伴うものに限る。）の指導に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- ③ 高齢者等の居住の安定確保に関すること。
- ④ 宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）の施行に関すること。
- ⑤ 空き家対策に関すること。
- ⑥ 住宅市街地総合整備事業等に関すること。
- ⑦ 住環境整備事業等に関すること。
- ⑧ 市街地再開発事業（国土交通省所管の建築住宅課の所掌に属するものに限る。）に関すること。
- ⑨ 地域優良賃貸住宅供給促進事業に関すること。
- ⑩ 島根県住宅供給公社の業務運営の指導に関すること。
- ⑪ 住宅政策に関すること。
- ⑫ 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年法律第 66 号）に基づく届出事務（宅地建物取引業者に係るものに限る。）に関すること。
- ⑬ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の施行に関すること（建築物安全推進室）。
- ⑭ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）の施行に関すること（建築物安全推進室）。
- ⑮ 建築物の防災及び安全対策に関すること（建築物安全推進室）。
- ⑯ 建築物の耐震改修の促進に関すること（建築物安全推進室）。
- ⑰ 建築物のバリアフリー化に関すること（建築物安全推進室）。
- ⑱ 長期優良住宅に関すること（建築物安全推進室）。
- ⑲ 建築物の省エネルギー対策に関すること（建築物安全推進室）。

3. 令和7年度当初予算 土木部課別予算額

1. 一般会計

(単位：千円)

課名	R 6 年度 当初予算 (A)	R 7 年度 当初予算 (B)	対前年度比較	
			増減額 (B - A)	比率 (B / A)
土木総務課	2,756,820	2,943,588	186,768	107%
技術管理課	457,231	467,874	10,643	102%
用地対策課	4,097,145	4,124,077	26,932	101%
道路維持課	13,834,417	14,189,338	354,921	103%
道路建設課	15,610,242	15,289,906	▲ 320,336	98%
高速道路推進課	5,333,054	4,705,774	▲ 627,280	88%
河川課	11,446,480	10,970,792	▲ 475,688	96%
斐伊川神戸川対策課	281,415	240,170	▲ 41,245	85%
港湾空港課	5,575,705	6,259,527	683,822	112%
砂防課	8,504,888	9,198,200	693,312	108%
都市計画課	3,902,241	4,074,673	172,432	104%
下水道推進課	735,430	794,439	59,009	108%
建築住宅課	1,225,800	1,206,643	▲ 19,157	98%
一般会計合計	73,760,868	74,465,001	704,133	101%

2. 特別会計

(単位：千円)

課名	R 6 年度 当初予算 (A)	R 7 年度 当初予算 (B)	対前年度比較	
			増減額 (B - A)	比率 (B / A)
港湾空港課 (臨港地域整備特別会計)	1,117,004	1,182,759	65,755	106%
建築住宅課 (県営住宅特別会計)	3,700,645	3,281,179	▲ 419,466	89%
特別会計合計	4,817,649	4,463,938	▲ 353,711	93%

3. 企業会計

(単位：千円)

課名	R 6 年度 当初予算 (A)	R 7 年度 当初予算 (B)	対前年度比較	
			増減額 (B - A)	比率 (B / A)
下水道推進課 (流域下水道事業会計)				
収益の支出	4,971,544	5,144,151	172,607	103%
資本の支出	2,884,356	2,664,869	▲ 219,487	92%

**令和7年度当初予算
土木部公共事業総括表(一般会計、特別会計、流域下水道事業会計)**

単位:百万円

予算区分 事業区分			R6年度ベース			R7年度ベース					増減		
			R5補正 + R6当初 (A=B+C)	R5年度 補正 〔国補正〕 (B)	R6年度 当初 〔通常〕 (C)	R6補正 + R7当初 (D=E+F)	R6年度 補正 〔国補正〕 (E)	R7年度ベース		R7年度 当初 〔通常〕 (F)	計 (D-A)	国補正 (E-B)	通常 (F-C)
								11補中日	2補初日				
公共（改良系）	補助公共	道 路	24,701	7,541	17,160	23,309	7,245	3,375	3,870	16,064	▲ 1,392	▲ 296	▲ 1,096
		河川・ダム	7,789	5,016	2,773	8,127	5,380	4,567	813	2,747	338	364	▲ 26
		砂 防	4,735	2,732	2,003	4,927	2,863	2,291	572	2,064	192	131	61
		港湾・空港	2,730	617	2,113	3,427	795	284	511	2,632	697	178	519
		街路・公園	2,969	466	2,503	3,234	709	165	544	2,525	265	243	22
		下 水 道	1,170	189	981	470	35	-	35	435	▲ 700	▲ 154	▲ 546
		住 宅	848	-	848	761	-	-	-	761	▲ 87	-	▲ 87
		文化財調査	24	-	24	26	-	-	-	26	2	-	2
		災害関連	1,410	-	1,410	1,411	-	-	-	1,411	1	-	1
		補助公共計	46,376	16,561	29,815	45,692	17,027	10,682	6,345	28,665	▲ 684	466	▲ 1,150
	うち国土強靱化	15,122	15,122	-	15,648	15,648	10,682	4,966	-	526	526	-	
	県単公共	道 路	505	-	505	1,322	-	-	-	1,322	817	-	817
		河川・ダム	2,142	-	2,142	1,781	-	-	-	1,781	▲ 361	-	▲ 361
		砂 防	454	-	454	466	-	-	-	466	12	-	12
		港湾・空港	1,105	-	1,105	1,292	-	-	-	1,292	187	-	187
		街路・公園	462	25	437	495	50	-	50	445	33	25	8
		下 水 道	1,319	-	1,319	1,647	-	-	-	1,647	328	-	328
		住 宅	91	-	91	194	-	-	-	194	103	-	103
		地域整備促進等	464	-	464	530	-	-	-	530	66	-	66
		災害関連	1,710	-	1,710	1,596	-	-	-	1,596	▲ 114	-	▲ 114
		県単公共計	8,252	25	8,227	9,323	50	-	50	9,273	1,071	25	1,046
	うち国土強靱化	25	25	-	50	50	-	50	-	25	25	-	
公共計			54,628	16,586	38,042	55,015	17,077	10,682	6,395	37,938	387	491	▲ 104
維持修繕費	補助維持修繕	道 路	3,235	833	2,402	3,606	975	643	332	2,631	371	142	229
		補助維持修繕計	3,235	833	2,402	3,606	975	643	332	2,631	371	142	229
		うち国土強靱化	833	833	-	794	794	643	151	-	▲ 39	▲ 39	-
	県単維持修繕	道 路	6,942	-	6,942	6,940	-	-	-	6,940	▲ 2	-	▲ 2
		河川・ダム	1,625	-	1,625	1,820	-	-	-	1,820	195	-	195
		砂 防	567	-	567	575	-	-	-	575	8	-	8
		港湾・空港	115	-	115	118	-	-	-	118	3	-	3
		地域整備促進	940	-	940	1,000	-	-	-	1,000	60	-	60
		県単維持修繕計	10,189	-	10,189	10,453	-	-	-	10,453	264	-	264
		維持修繕費計	13,424	833	12,591	14,059	975	643	332	13,084	635	142	493
公共＋維持修繕費			68,052	17,419	50,633	69,074	18,052	11,325	6,727	51,022	1,022	633	389
直轄負担金		9,106	2,053	7,053	8,527	2,315	-	2,315	6,212	▲ 579	262	▲ 841	
うち国土強靱化		1,859	1,859	-	2,085	2,085	-	2,085	-	226	226	-	
災害復旧費		4,535	55	4,480	5,105	-	-	-	5,105	570	▲ 55	625	
うち国土強靱化		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
受託事業費		839	-	839	1,013	-	-	-	1,013	174	-	174	
総 合 計		82,532	19,527	63,005	83,719	20,367	11,325	9,042	63,352	1,187	840	347	
うち国土強靱化		17,839	17,839	-	18,577	18,577	11,325	7,252	-	738	738	-	

- 注 1) 砂防には、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業を含む。
2) 港湾・住宅には、特別会計計上分を含む。
3) 下水道には、流域下水道事業会計計上分(資本的支出の建設改良費)を含む。
4) 災害復旧費には、県単災害復旧費を含む。

4. 主要施策の概要

(単位 千円)

事業名	事業費	事業の概要	課名
1. しまねの建設担い 手確保・育成事業 [Ⅰ-2-(4)] [Ⅰ-3-(1)] [Ⅰ-3-(2)] [Ⅲ-5-(3)] [Ⅳ-3-(1)] [Ⅳ-3-(2)]	105,719	建設産業の担い手確保・育成に対する取組を総合的に実施。 【事業概要】 [担い手確保] ①情報発信事業 合同企業説明会・現場見学会の開催を支援 [助成率] 1/2、1/4 [助成上限額] 50 万円、100 万円 ②建設産業入職促進広報事業 若年者等の入職促進を目的とした広報活動を支援 [助成率] 1/2 [助成上限額] 100 万円 ③建設人材確保対策事業 外国人・障がい者雇用等による人材確保支援 [助成率] 1/2 [助成上限額] 20 万円、100 万円 ④「もっと女性が活躍できる建設業」協働推進事業 建設産業への女性の就職促進や定着の取組を支援 [助成率] 2/3 [助成上限額] 200 万円 ⑤ICT活用工事加速化事業 生産性向上による労働力不足の解消、処遇改善及び建設産業の魅力向上のため、ICT活用工事の実施に向けた機器等の導入を支援 [助成率] 1/3 [助成上限額] ・機器等 100 万円 ・建機 500 万円 ・建機レンタル 50 万円 ⑥しまねの建設産業魅力発信事業 将来の担い手となる若年層を含む幅広い層に向けて、専門職種を含む建設産業の魅力を発信 ⑦建設産業働き方改革推進事業 多様な人材の職域拡大や技術者の時間外労働削減を目的とした建設ディレクター等の普及セミナー等を実施 ⑧外国人材活用促進事業 ベトナムチャーター便を活用した現地視察や外国人材活用促進のための県内セミナーを実施	土木総務課 技術管理課 道路維持課

		[担い手育成] ⑨技能向上事業 新規入職者向け研修会・公的資格取得に関する講習会等の開催を支援 [助成率] 1/2、1/4 [助成上限額] 50 万円 ⑩除雪機械運転資格取得支援事業 除雪機械の運転手となる人材の育成のため、資格取得経費を支援 [助成率] 1/3 [助成上限額] 20 万円 [経営基盤強化] ⑪経営基盤強化コーディネート事業 担い手確保や生産性向上などの経営基盤強化の取組に対する課題の整理やフォローアップ、関係機関との連携等を支援 ⑫事業継続力強化アドバイザー派遣事業 経営課題解決のために必要な知識とスキルを有する外部専門家を派遣													
2. 公共土木施設の 長寿命化対策 〔Ⅲ-4-(2)〕 〔Ⅶ-1-(1)〕	8,874,127 [うち補正 1,825,729]	老朽化が進む公共土木施設について、定期的な点検や計画的な修繕・更新等、効率的な維持管理を実施することにより、施設の長寿命化と県民の安全・安心を確保。 【事業概要】 ○主な事業（土木部所管） <table><tr><td>①橋梁</td><td>2,181,117 千円</td></tr><tr><td>②トンネル</td><td>203,724 千円</td></tr><tr><td>③河川施設</td><td>1,215,310 千円</td></tr><tr><td>④港湾施設</td><td>1,381,170 千円</td></tr><tr><td>⑤空港施設</td><td>1,115,283 千円</td></tr><tr><td>⑥砂防施設</td><td>273,600 千円</td></tr></table>	①橋梁	2,181,117 千円	②トンネル	203,724 千円	③河川施設	1,215,310 千円	④港湾施設	1,381,170 千円	⑤空港施設	1,115,283 千円	⑥砂防施設	273,600 千円	技術管理課
①橋梁	2,181,117 千円														
②トンネル	203,724 千円														
③河川施設	1,215,310 千円														
④港湾施設	1,381,170 千円														
⑤空港施設	1,115,283 千円														
⑥砂防施設	273,600 千円														
3. 県単用地先行取得 事業	3,000,000	公共事業の円滑な推進を図るため、用地先行取得資金を県土地開発公社に貸し付け、事業用地の先行取得を実施。 ○再取得期間： 4 年	用地対策課												
4. 国土調査事業 〔Ⅶ-2-(1)〕	996,498 [うち補正 21,879]	国土の開発及び保全並びにその利用の高度化、地籍の明確化を図るため、国土調査法に基づき、市町村が実施する地籍調査の経費を負担。 【事業概要】 ○事業実施市町村数 15（8市7町） ○事業の進捗率 54.9%（R7.3.31）	用地対策課												

5. 道路維持修繕事業 〔Ⅶ-1-(1)〕 〔Ⅷ-1-(1)〕	15,627,836 〔うち補正 2,480,903〕	道路を安全で快適に利用できる状態に保つとともに、道路施設の防災機能の強化を図り、老朽化した道路施設の修繕を計画的に実施。 【事業概要】 ①道路の維持管理 5,095,076 千円 ②道路施設の老朽化対策 5,325,353 千円 ③道路の防災対策 5,207,407 千円	道路維持課
6. 道路改築・交通安全事業 〔Ⅶ-1-(1)〕 〔Ⅷ-2-(3)〕	20,378,752 〔うち補正 5,739,860〕	骨格幹線道路を優先的に整備するとともに、幹線道路や生活関連道路の整備を推進。また、通学路の歩道整備等により、安全・安心な歩行空間の整備を推進。 【事業概要】 ①骨格幹線道路整備事業 8,177,507 千円 ②幹線道路・生活関連道路整備事業 7,759,720 千円 ③通学路交通安全事業（歩道整備） 4,441,525 千円	道路建設課
7. 高速道路等の整備促進 〔Ⅲ-4-(1)〕	4,243,834 〔うち補正 738,834〕	全国的な幹線道路ネットワークと接続し、県内外の広域的な移動時間を短縮することで全県的な活力と経済発展につなげる高速道路を整備。 【事業概要】 ○山陰道の直轄事業負担金 出雲湖陵道路、湖陵多伎道路、福光浅利道路、三隅益田道路、益田道路（久城～高津）、益田西道路、益田田万川道路	高速道路推進課
8. 河川整備事業 〔Ⅷ-1-(1)〕	7,183,690 〔うち補正 4,269,300〕	豪雨発生時における県民の生命・財産などへの被害を軽減するため、近年被災した河川をはじめとする中小河川の整備を推進。 【事業概要】 ①大規模特定河川事業 1,290,500 千円 湯谷川 ほか3河川 ②事業間連携河川事業 397,300 千円 矢谷川 ③広域河川改修事業 1,772,400 千円 佐陀川 ほか8河川 ④土地利用一体型水防災事業 37,800 千円 都治川 ⑤総合流域防災事業 2,393,400 千円 津和野川 ほか10河川、伐採掘削44河川 ⑥安全な暮らしを守る河川緊急整備事業 1,119,040 千円 九景川 ほか8河川 ⑦河川メンテナンス事業 173,250 千円 奥田川	河 川 課

9. 海岸侵食対策事業 〔Ⅷ-1-(1)〕	182,700 [うち補正 60,900]	波浪による海岸侵食や越波などの災害対策として、海岸保全施設の整備を推進。 【事業概要】 ①侵食対策事業 100,800 千円 和木波子海岸 ②海岸メンテナンス事業 81,900 千円 持石海岸ほか1海岸	河 川 課
10. 治水ダム建設事業 〔Ⅷ-1-(1)〕	1,840,000 [うち補正 833,000]	甚大な被害をもたらした昭和47年、昭和58年、昭和63年等の洪水を踏まえ、抜本的な治水対策を行うためにダム建設事業を推進。 【事業概要】 矢原川ダム建設事業 1,840,000 千円 地すべり対策工、付替道路工事、 ダム本体設計、用地補償	河 川 課
11. 斐伊川・神戸川治水促進事業 〔Ⅷ-1-(1)〕	149,224	国土交通省の直轄事業により実施されている斐伊川・神戸川治水事業（上流部の志津見ダム・尾原ダム、中流部の斐伊川放水路、下流部の大橋川改修及び中海・宍道湖湖岸堤整備）の推進を図るため、県は治水事業により影響を受ける地域について、生活再建支援や周辺地域整備等に対する財政支援を実施。 【事業概要】 ①大橋川改修事業促進事業 98,846 千円 朝酌矢田地区生活再建支援事業費補助金・朝酌矢田地区周辺地域整備費補助金、大橋川コミュニティセンター管理運営費ほか ②斐伊川放水路事業促進事業 9,862 千円 残土処理場跡地用地管理費ほか ③志津見・尾原ダム事業促進事業 40,516 千円 ボート及び自転車競技施設維持管理ほか	斐伊川神戸川対策課
12. 空港・港湾の維持・整備 〔Ⅲ-4-(2)〕	4,848,511 [うち補正 690,575]	物流や人の交流を支える空港や港湾の機能維持向上や整備を推進。 【事業概要】 ①空港機能保持事業 1,514,477 千円 出雲縁結び空港、萩・石見空港、隠岐世界ジオパーク空港 ②港湾整備事業 3,334,034 千円 浜田港、河下港、西郷港、別府港 等	港湾空港課

13. 港湾海岸保全事業 〔Ⅷ-1-(1)〕	287,700 [うち補正 138,600]	海岸保全施設を整備し、侵食や高潮による県民生活、財産等への被害を未然に防止。 【事業概要】 ○海岸保全対策 三隅港 等	港湾空港課
14. 土砂災害対策事業 〔Ⅷ-1-(1)〕 〔Ⅷ-1-(3)〕	5,537,173 [うち補正 2,863,613]	土砂災害から県民の生命・財産を守るため、土石流対策、地すべり防止対策及びがけ崩れ対策を推進。 土砂災害のおそれがある区域について危険箇所の周知を図るとともに、警戒避難体制の整備などを促進。 【事業概要】 ○砂防事業 2,701,213 千円 60 箇所 ○地すべり対策事業 518,510 千円 12 箇所 ○急傾斜地崩壊対策事業 1,525,150 千円 39 箇所 ○砂防メンテナンス事業 688,800 千円 35 箇所 ○基礎調査ほか 103,500 千円	砂 防 課
15. 都市計画街路事業 〔Ⅶ-2-(1)〕	2,481,664 [うち補正 746,537]	地域の魅力向上や観光誘客による経済の活性化等を図るため、交通の円滑化や歩行者等の安全確保に寄与すると共に、地域のまちづくりと連携し都市の活性化に資する街路を整備。 【事業概要】 ○実施箇所 松江熊野線（新大橋・鍛冶橋）、飯島線 神門通り線（2 工区）、白潟本町天神町線 ほか 4 路線	都市計画課
16. 浜山公園整備事業 〔Ⅶ-2-(1)〕	711,900	令和 12 年に開催を予定している国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けた施設整備。 【事業概要】 ・陸上競技場照明新設 ・野球場改築（外野拡張、内野スタンド改修）	都市計画課
17. 生活排水処理普及 促進交付金 〔Ⅶ-1-(3)〕	228,724	全国に比べ遅れている污水处理施設の普及を促進し、快適な生活環境を実現するため、施設の整備を行う市町村に対して経費の一部を助成。	下水道推進課

		【事業概要】 ○交付対象事業期間 R元～R8年度 ①集合処理 ・対 象：前年度末の汚水処理人口普及率が87%未満の市町村 ・交付率：補助事業 30% 単独事業 12% ②個別処理（公共浄化槽） ・対 象：全市町村 ・交付率：補助事業 50% 単独事業 50%	
18. 県営住宅整備事業 〔Ⅱ-1-(2)〕 〔Ⅶ-2-(1)〕	1,471,697	老朽化により現在の居住水準に満たない住宅の建替えにより、子育て世帯や高齢者世帯等の多様なニーズにも対応した、安全で快適な居住環境を整備。 【事業概要】 ○主な実施箇所 ・松江市湊北台団地（120戸程度） ・出雲市川北天神団地（32戸） ・出雲市小山団地（110戸程度）	建築住宅課
19. しまね定住推進住宅整備支援事業 〔Ⅳ-2-(3)〕	133,340	中山間地域・離島等での移住・定住を推進するため、U・Iターン者等への住宅を新築や空き家を改修して整備する市町村に対し、その経費の一部を助成。 また、空き家バンク登録を推進する市町村に対してもその経費の一部を助成。 【事業概要】 ○事業主体：市町村 ○対象施設 ①新築、空き家改修 ・移住・定住者を受け入れるための賃貸住宅 ・お試し暮らし体験住宅 ・冬期間限定住宅 ・シェアハウス（改修事業に限る） ②空き家バンク登録支援 ・空き家バンクに登録される物件 ○助成率及び上限額 ①新築 1/5 （民間補助の場合、市町村補助額の1/2） ②空き家改修 1/4 （民間補助の場合、市町村補助額の1/4） ※①②とも上限350万円（離島400万円）／戸	建築住宅課

		③空き家バンク登録支援 ・残置物処分、ハウスクリーニング 1/2（上限 5 万円（離島 10 万円）／件） ・適正管理 1/2（上限 6 万円／件） ・現況調査等 1/2（上限 5 万円／件） ○施工業者：県内に本店を有する事業者（新築、空き家改修のみ）	
20. しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業 〔Ⅱ-1-(2)〕 〔Ⅴ-1-(3)〕 〔Ⅶ-2-(1)〕	171,500	子育てに配慮した住まいづくりや高齢者等にとって安全、安心な住まいづくりを支援するため、既存住宅における一定のリフォーム工事に要する費用の一部を助成。 【事業概要】 ○対象工事 ①子育て負担の軽減や、安全で安心な子育て環境を整備するためのリフォーム ②バリアフリーリフォーム ③部分的耐震改修 ※①②③の助成予定戸数 600 戸 ○助成金額 ・1/4（上限 25 万円（③は 30 万円）） ・子育て世帯とその親世帯が同居又は近居する場合+10 万円 ・空き家バンク登録住宅を購入して改修する場合+10 万円 ・耐震改修を行う場合+30 万円（①②のみ） ○施工業者：県内に本店を有する事業者	建築住宅課
21. 老朽危険空き家除却支援事業 〔Ⅷ-1-(1)〕	22,200	老朽危険空き家の除却を促進するため、除却費用の一部を助成。 【事業概要】 ○実施主体：市町村（国の補助事業を活用して行われるものに限る） ○対象となる空き家 住宅地区改良法に規定する不良住宅で、倒壊すれば周辺への影響のおそれがあるもの ○県助成上限額：30 万円	建築住宅課
22. 特定建築物等耐震化関係事業 〔Ⅷ-1-(1)〕	49,334	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建設され耐震性能が劣る建築物について、耐震診断及び耐震改修等に要する費用の一部を助成。	建築住宅課 （建築物安全推進室）

		【事業概要】 緊急輸送道路沿いの建築物 ○耐震診断 6,680 千円 事業期間：H29～R11 年度 対象棟数：56 棟 補助率：国 1/2、県 1/4、市町村 1/4 ○耐震改修等 42,654 千円 事業期間：H29～R13 年度 対象棟数：56 棟 補助率：国 2/5、県 1/6、市町村 1/6	
23. ブロック塀等の安全確保事業 〔Ⅷ-1-(1)〕	2,990	地震発生時におけるブロック塀等の倒壊又は転倒による災害を防止するため、危険性の高いブロック塀等の撤去に要する経費の一部を助成。 【事業概要】 ○事業期間：R 元年度～ ○対象経費： 県・市町村が指定する避難路等に面している危険性が高いブロック塀等の撤去費（撤去後に安全なフェンス等を設置する経費を含む） ○補助率：国 1/3、県 1/6、市町村 1/6	建築住宅課 （建築物安全推進室）

5. 課題

課 名	事 項 名	概 要
土木総務課	1. 社会資本整備の着実な推進等	1. 概要 県内の公共土木施設の整備状況は、整備率等で全国平均を下回っており、県民の安全・安心の確保や地域振興を支えるため、必要な社会資本の整備を着実に進めていくことが重要である。あわせて、これまで整備してきた公共土木施設の長寿命化等、適切な維持管理を効率的かつ計画的に取り組むこととしている。 また、近年の気候変動の影響による気象災害の激甚化・頻発化に備え令和2年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和7年度が最終年度）に基づく国庫補助・交付金事業による対策も進めている。 なお、公共土木事業を総合的に推進するため、令和3年3月に「今後10年間の公共土木事業の実施方針」を策定（令和7年3月一部改訂）し、道路、河川、砂防、港湾、空港の各事業の事業方針及び数値目標を設定している。 2. 今後の課題 ・ 防災・減災、国土強靱化対策を含めた社会資本整備の着実な推進 ・ 令和7年6月を目途に策定される「国土強靱化実施中期計画」では、5か年加速化対策を大幅に上回る水準かつ通常予算とは別枠で予算確保し、計画初年度は、現在の取り組みを切れ目なく進められるよう予算措置するとともに、高騰が続く資材費や労務費を適切に反映した規模とすることを国に求めている、その動向の注視が必要
	2. 建設産業対策 〔Ⅰ-2-(4)〕 〔Ⅰ-3-(1)〕 〔Ⅰ-3-(2)〕 〔Ⅲ-5-(3)〕	1. 概要 建設業就業者の減少や高齢化の進行により、人手不足や技術継承が大きな課題。 2. 今後の課題 担い手確保には、建設産業全体が『新3K』（「給与」が良い、「休暇」が取れる、「希望」が持てる）へ転換することが重要。 ① 処遇の改善 新3K（給与、休暇、希望）、労働時間規制対応 ② 魅力・働き甲斐の向上 県民の安心・安全を守り、生き活きと暮らせる地域づくりを支える仕事であることの認知度の向上

		③生産性の向上（人手不足の改善） 「旧３Ｋ（きつい・汚い・危険）」からの脱却→少人数で生産の質・量を確保できるシステムへの変革、ＩＣＴやＤＸの導入、スマート産業化など ④人材の育成 業界共同の取組、資格取得支援 ⑤環境づくり やりがいを持って生き活きと働き続けられる、多様な人材が活躍できる環境づくり ⑥経営の持続性の確保 公共事業予算の安定確保、経営基盤の強化
技術管理課	1. 公共工事の品質確保 〔Ⅲ-4-(1)〕 〔Ⅲ-4-(2)〕 〔Ⅶ-1-(1)〕 〔Ⅶ-1-(2)〕 〔Ⅶ-1-(3)〕 〔Ⅷ-1-(1)〕	1. 概要 改正品確法により、インフラの品質確保と担い手の中長期的な育成・確保を図るため、適正な工期や予定価格の設定、適切な設計変更、情報通信技術の活用などが発注者責務として示されている。 これを踏まえ、適正な工期設定のため工期に関する特記仕様書の作成を行うこと、また、適正な予定価格設定のため市場における労務および資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うこととしている。 適切な設計変更を行うため、受発注者間における共通のルールを明確化している。 ダンピング受注の防止等のため、低入札価格調査制度等の活用及び施工体制確認型総合評価の試行を実施している。 また、担い手の確保のため、週休２日工事の取り組みや、建設現場の生産性向上につながる取り組みを行っている。 2. 今後の課題 「適切な積算や設計変更、ダンピング受注の防止」など品質確保の取組と、「現場の労働環境改善、生産性の向上」など担い手確保の取組を継続して推進することが必要。
	2. 公共土木施設の長寿命化対策 〔Ⅲ-4-(2)〕 〔Ⅶ-1-(1)〕	1. 概要 老朽化が進む公共土木施設について、限られた財源・人員の中で、必要な社会資本整備を着実に進めながら、長寿命化対策を行うため、定期的な点検や計画的な修繕・更新等、より効率的な維持管理を行うことが必要である。 2. 今後の課題 ・直営点検によるコスト縮減や効率的な維持管理を行うため、点検・診断において、関係機関との連携等により、県職員・市町村職員の技術力向上を図ることが必要 ・県と市町村が一体となり長寿命化対策に取り組むため、技術力向上の外、公共土木施設維持管理システムの共同利用や情報提供等による市町村支援が必要

	3. インフラD Xの推進 〔Ⅲ-5-(3)〕	1. 概要 インフラ分野の従事者の高齢化や担い手不足が深刻化しており、社会資本整備の調査・設計・施工から維持管理のあらゆる段階において、生産性の向上、業務の効率化が求められている。建設現場における情報通信技術の活用を促進し、地域建設産業の担い手不足を補い、生産性向上を図るため、I C T建設機械による施工、受発注者間のデータ共有システム活用等の取り組みを推進する。 2. 今後の課題 インフラ分野におけるD Xの理解度と意識の向上、取り組み易い環境づくりが必要。
道路維持課	1. 維持管理の充実 〔Ⅶ-1-(1)〕 〔Ⅷ-1-(1)〕	1. 概要 県管理道路を安全で快適に利用できるよう、道路パトロールを行い、路面の損傷や落下物を発見した場合は速やかな処置を講じている。 道路施設の老朽化が進行する状況の下、通行の安全を確保するため、橋梁、トンネル、舗装、法面、道路附属物等の施設を対象に、計画的な点検と適切な修繕を行っていく必要がある。 平常時の通行の安全に加え、災害発生時における救助、救急、消防活動等を円滑に行えるよう、落石等の通行危険箇所の解消、橋梁耐震化などの防災対策を推進するとともに、冬期に効率的な除雪を行うため、除雪機械の計画的な更新・増強等が必要である。 2. 今後の課題 (1) 落石対策工事 県管理道路上に多数ある要対策箇所の安全度を早期に底上げするため、対策工事をスピードアップさせる工夫に加え、対策工事を実施するまでの間は定期点検等による確実な斜面監視が必要である。 (2) 橋梁耐震工事 緊急輸送道路において、ネットワークを構成する一連区間の完成を目指すなど、事業効果を確実に発現させながら整備を進めていくことが必要である。 (3) 道路施設の老朽化対策工事 橋梁、トンネルなど老朽化の進む道路施設については、適切な診断に基づき早期に修繕を実施し、予防保全型への移行を確実にし、施設の長寿命化にかかるトータルコストの削減を図ることが必要である。

道路建設課	1. 道路事業 〔Ⅶ-1-(1)〕 〔Ⅷ-2-(3)〕	1. 概要 (1) 基本方針 「今後 10 年間の公共土木事業の実施方針」に基づき、重点的・効率的な整備を推進 (2) 具体的な進め方 ①骨格幹線道路等の整備推進 ・ 県内の道路網の骨格となる、県内外の都市間をつなぐ道路であり、災害時などの輸送路として重要な役割を担う道路を骨格幹線道路に位置付け、優先的に整備 ・ 各地域と生活圏中心都市をつなぐ道路や、それらと一体となって各地域間をつなぐ道路などを幹線道路・生活関連道路（優先整備区間）に位置付け、地域の実情や課題に応じ、効率的・計画的に整備 ②交通安全対策の推進 ・ 通学路交通安全プログラムに掲載された通学路の歩道整備箇所を整備 2. 今後の課題 ・ 骨格幹線道路については、集中投資による優先的な整備が必要 ・ 幹線道路・生活関連道路（優先整備区間）についても、道路の目的や地域特性に応じた整備手法により、効率的・効果的な整備が必要 ・ 交通安全対策については、通学路交通安全プログラムに基づき、継続して対策に取り組むとともに、暫定的な対策も含めて実施することが必要
高速道路推進課	1. 高速道路等の整備促進 〔Ⅲ-4-(1)〕	1. 概要 (1) 県内の高速道路 島根県の高速道路延長は 4 路線 289 k m ・ 広島浜田線 L= 36km 全線開通済み ・ 中国縦貫自動車道 L= 22km 全線開通済み ・ 尾道松江線 L= 51km 全線開通済み ・ 山陰道 L=197km※ 開通率 77% ※) 尾道松江線（宍道 JCT～松江玉造 IC 15.7 km）及び広島浜田線（浜田 JCT～浜田 IC 1.3 km）との重複延長を含めている (2) 山陰道の現状 ①事業中区間 出雲湖陵道路、湖陵多伎道路、福光浅利道路、三隅益田道路、益田道路（久城～高津）、益田西道路、益田田万川道路 ②今後の開通見込み ・ R 7 三隅～益田間 15.2km （三隅益田道路）

		(3) 高速道路（有料区間）の4車線化の現状 ①優先整備区間 5区間 L=約69km ②事業中区間 山陰道（安来道路）米子西IC～安来IC（約6.6km） 山陰自動車道 松江玉造IC～宍道JCT （15.7kmのうち3.0km） 浜田自動車道 大朝IC～旭IC（26.6kmのうち約11.2km） (4) 境港出雲道路の現状 境港出雲道路の総延長は約70km （整備済区間） ・東林木バイパス L=4.2km ・松江だんだん道路 L=5.2km など （整備中区間） ・松江北道路 L=10.5km 2. 今後の課題 (1) 山陰道の早期全線開通 島根県内の山陰道の開通率は77%となり、沿線地域では活発な企業進出や観光客の増加など、地域経済への波及効果が現れているものの、県西部には未整備区間が残っており、その効果を全域に広げていくため、「益田～萩間」を含め、早期の全線開通が必要。また、開通効果を最大限に発現させるため、残る事業中区間の開通見通しの公表を要望するとともに、地域が連携して開通前から山陰道の利活用策を検討し、産業振興・地域振興に取り組むことが必要。 (2) 4車線化優先整備区間 暫定2車線区間における高速道路の安全性、信頼性向上のため、4車線化優先整備区間の早期整備が必要。 (3) 境港出雲道路の未着手区間 関係自治体と連携し整備方針の具体化に向けた検討を進めるとともに、未着手区間を国の直轄事業として早期事業化が必要。
河川課	1. 河川の整備 〔Ⅷ-1-(1)〕	1. 概要 改修を要する県管理河川の整備率(50mm/h対応)は、32.2%（令和5年度末）と低く、平成18年には、県東部を中心に大きな浸水被害が発生し、平成25年には、県西部の集中豪雨により津和野町等で甚大な被害を受けた。 また、平成30年7月、令和2年7月豪雨、令和3年8月の大雨により江の川下流域において浸水被害を受けている。 2. 今後の課題 ・整備が遅れている県東部市街地の浸水対策には多大な費用と時間を要するため、重点的に実施することが必要 ・近年の豪雨により浸水被害が発生した河川、特に立て続けに被災した江の川の支川については、重点的に整備を進めることが必要

		・気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して治水対策に取り組む「流域治水」へ転換し、ハード・ソフト対策を一体的に進めることが必要
	2. 海岸侵食対策事業 〔Ⅷ-1-(1)〕	1. 概要 山陰の海岸は日本海特有の激しい冬季波浪や度重なる台風の影響を受ける地域であり、波浪による海岸侵食や越波などの災害対策として、海岸保全施設整備を進める必要がある。 2. 今後の課題 海岸侵食が著しい箇所は、人工リーフ等の整備を行った後に養浜等を段階的に行うことが必要。
	3. ダム建設事業 〔Ⅷ-1-(1)〕	1. 概要 矢原川ダムについては、令和元年度から用地買収に着手しており、令和3年度から付替道路工事に着手し、令和6年度から付替道路トンネル工事に着手している。 2. 今後の課題 矢原川ダム本体工事に早期着手するためには、付替道路等を完成させる必要があり、年度ごとの所要額の確保が必要。
斐伊川神戸川対策課	1. 斐伊川・神戸川治水対策の促進 〔Ⅷ-1-(1)〕	1. 概要 昭和54年11月の「斐伊川・神戸川の治水に関する基本計画（具体的内容）」に基づき、①志津見ダム・尾原ダムの建設、②斐伊川放水路の建設、③大橋川の改修（宍道湖・中海の湖岸堤防の整備を含む）の、いわゆる3点セットによる治水対策が国の直轄事業として実施されている。 このうち、志津見ダムは平成23年6月、尾原ダムは平成24年3月、斐伊川放水路は平成25年6月に完成。 大橋川改修については、平成21年12月に鳥取県と事業着手の合意が行われ、平成22年9月に「斐伊川水系河川整備計画」が策定され、平成23年8月に追子地区で現地着手された。 平成30年3月に向島地区築堤護岸、同年7月に上追子川水門が完成。令和3年9月に上追子川排水機場が完成。 2. 今後の課題 ・下流部では、大橋川改修事業の推進のため、引き続き国や松江市と連携し、地元や関係機関との調整等に取り組むことが必要

		・中流部では、放水路事業の残土処理場跡地であるグリーンステップの利活用について、地元や出雲市と緊密に連携し検討することが必要 ・上流部では、ダムと周辺施設等を活用した、地域づくりへの取組が必要
港湾空港課	1. 空港・港湾の維持・整備 〔Ⅲ-4-(2)〕	1. 概要 物流や人の交流を支える空港・港湾として、適切な維持管理を行うとともに利用促進に向けた機能強化や環境整備を図る。 2. 今後の課題 (1) 空港・港湾の機能維持・向上 ・老朽化した空港・港湾施設の計画的な更新補修が必要 ・滑走路端安全区域（R E S A）の整備 ・空港、港湾利用者の利便性向上や利用促進に向けた環境整備 (2) 国際物流拠点浜田港における機能強化 ・「新北防波堤」について、早期の完成に向け、国への働きかけ等、重点的な取組の実施 ・今後見込まれる船舶大型化に対応するための港湾施設の整備に向けた、国への働きかけ等、重点的な取組の実施 ・その他港湾計画に盛り込まれた施設について、早期事業実施に向け、国への働きかけ等、重点的な取組の実施
	2. 港湾海岸保全事業 〔Ⅷ-1-(1)〕	1. 概要 山陰の海岸は日本海特有の激しい冬季波浪や度重なる台風の襲来を受ける地域であり、波浪による海岸侵食や越波などの災害対策として、海岸保全施設整備を進める必要がある。 2. 今後の課題 海岸侵食が著しい箇所は、離岸堤や人工リーフ等の整備を行うことが必要。
砂 防 課	1. 土砂災害対策の推進 〔Ⅷ-1-(1)〕 〔Ⅷ-1-(3)〕	1. 概要 近年、気象変動の影響で土砂災害が頻発化・激甚化する中、土砂災害警戒区域が多く存在する本県では、県民の安全・安心した暮らしを守るため、ハード・ソフトを合わせた総合的かつ効果的な土砂災害対策を推進する必要がある。

		2. 今後の課題 (1) ハード対策 危険箇所が多いことや、施設整備に多額の費用と時間を必要とすることから、災害発生時の県民生活や経済活動への影響が大きい施設（医療・福祉の拠点、避難活動の拠点、緊急輸送道路・鉄道等）を保全する対策について優先的・重点的に実施することが必要。 (2) ソフト対策 ・危険箇所の周知に取り組むとともに、土砂災害防止法に基づき定期的に土砂災害警戒区域等の見直しを行うことが必要 ・県民の避難行動の判断材料となる情報（土砂災害警戒情報・危険度情報）の精度向上に努めることが必要 ・県民の防災意識向上のため、防災学習会などの啓発活動に取り組むことが必要
都市計画課	1. 地域の魅力を活かした暮らしやすいまちづくりの推進 〔VII-2-(1)〕	1. 概要 人口減少・少子高齢化が進む中、地域の活力を維持しながら、医療・福祉・商業等の生活機能をまちなかに確保し、高齢者や子育て世代等が安心・安全に暮らせるよう、コンパクトなまちづくりを進めることが必要となっている。 また、観光振興や都市の活性化のために、まちなかの魅力を高めることが必要であり、本県の特色である歴史文化などの地域資源を活かしたまちづくりを進めることが重要である。 2. 今後の課題 ・コンパクトなまちづくりを実現するため、市町の取組の支援及び土地利用規制の適切な運用や誘導により、計画的な市街地整備を進めることが必要 ・医療・福祉・商業などの生活機能の立地の集約化等による市街地のコンパクト化、災害に強いまちづくり、活性化に取り組む市町の施策と連携した都市整備を推進することが必要 ・歴史まちづくり法や景観法などを活用し、地域の特色を活かしたまちづくりを推進することが必要
	2. 浜山公園整備事業 〔VII-2-(1)〕	1. 概要 令和 12 年度に本県で開催予定の「第 84 回国民スポーツ大会・第 29 回全国障害者スポーツ大会（島根かみあり国スポ・全スポ）」に向けて、開閉会式及び陸上競技の会場となる陸上競技場及び高校硬式野球の会場となる野球場について、リハーサル大会が開催される令和 11 年度までに施設整備が必要である。

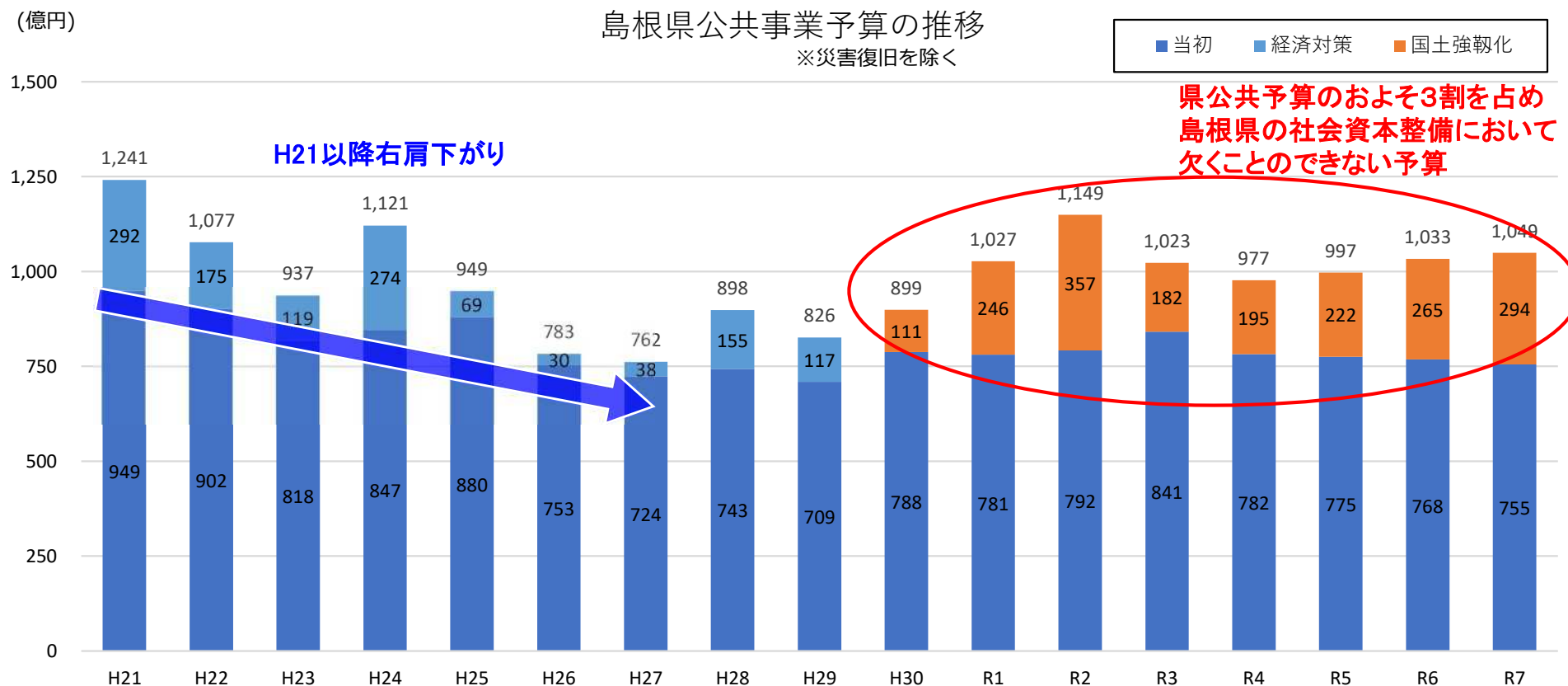
		2. 今後の課題 - 令和 11 年度のリハーサル大会開催までに確実な施設整備が求められることから、計画的な事業推進が必要 - 今後、施設整備が本格化することから、必要な予算の確保が必要
下水道推進課	1. 汚水処理施設の普及促進 〔Ⅶ-1-(3)〕	1. 概要 快適な生活環境の提供や水環境の保全に汚水処理施設は重要であり、事業主体である市町村と連携して基本構想(「島根県生活排水処理ビジョン 第5次構想」)を平成 31 年 1 月に策定し、施設整備と普及を促進している。 2. 今後の課題 - 汚水処理人口普及率の向上 島根県：83.8% 全国平均：93.3% (令和 5 年度末) - 県内の地域別普及率の向上 東部地区：93.8% 西部地区：57.8% 隠岐地区：83.4% (令和 5 年度末) - 生活排水処理ビジョンでの目標 (令和 8 年度末) 普及率：87%以上
	2. 宍道湖流域下水道の持続的な運営の確保 〔Ⅶ-1-(3)〕	1. 概要 宍道湖流域下水道は、東部処理区及び西部処理区からなり、松江市、出雲市及び安来市の生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を目的として、東部処理区は昭和 56 年 4 月、西部処理区は平成元年 1 月に供用開始されて以来、供用区域を拡大しながら適切な運転管理に努めている。 2. 今後の課題 - 東部処理区は供用開始から約 44 年、西部処理区は約 36 年が経過し、今後大規模な改築・増築が控えている - 中長期的な財政見通しを踏まえた事業運営 「島根県汚水処理事業 広域化・共同化計画」(令和 5 年 2 月策定)に基づく取組の推進 - ウォーターPPP の導入検討
建築住宅課	1. 県営住宅建替事業 〔Ⅱ-1-(2)〕 〔Ⅶ-2-(1)〕	1. 概要 「島根県営住宅長寿命化計画」に基づき、以下の事業展開を図る。 - 将来的な人口及び世帯数の減少を見据え、団地集約化、事業主体変更及び用途廃止を進める。 - 老朽化により現在の居住水準に満たない住宅の立替えを行う。 - それ以外の住宅は、改修等により長寿命化を図る。

		2. 今後の課題 ・ 築 40 年以上経過した戸数は、全体の 36%を占めており、居住環境の改善を図るため、早期の建替が必要 ・ 団地内集約及び用途廃止に向けた入居者の理解や移転先の確保が必要									
	2. 建築物の耐震改修の促進 〔Ⅷ-1-(1)〕	1. 概要 島根県建築物耐震改修促進計画（平成 29 年 3 月）で定めた耐震化率の目標達成に向けて、県民向けの地域学習会、耐震技術者（設計・施工者）の育成、耐震診断・改修等の補助制度を創設するなどの取組みを実施している。 <table> <tr> <td>《耐震化率》</td><td>現況値</td><td>目標値</td></tr> <tr> <td>・ 住宅</td><td>81%（R 5）</td><td>90%（R 7）</td></tr> <tr> <td>・ 公共建築物</td><td>96%（R 5）</td><td>100%（R 7）</td></tr> </table> 2. 今後の課題 ・ 木造住宅の耐震化率の向上 ・ 緊急輸送道路沿いの建築物対策 ・ 所有者の耐震に関する意識改革 ・ 耐震診断・改修技術者の養成	《耐震化率》	現況値	目標値	・ 住宅	81%（R 5）	90%（R 7）	・ 公共建築物	96%（R 5）	100%（R 7）
《耐震化率》	現況値	目標値									
・ 住宅	81%（R 5）	90%（R 7）									
・ 公共建築物	96%（R 5）	100%（R 7）									

1. 国土強靱化施策の更なる加速化・深化による地方の事業実施の推進 (島根県における公共事業予算の推移)

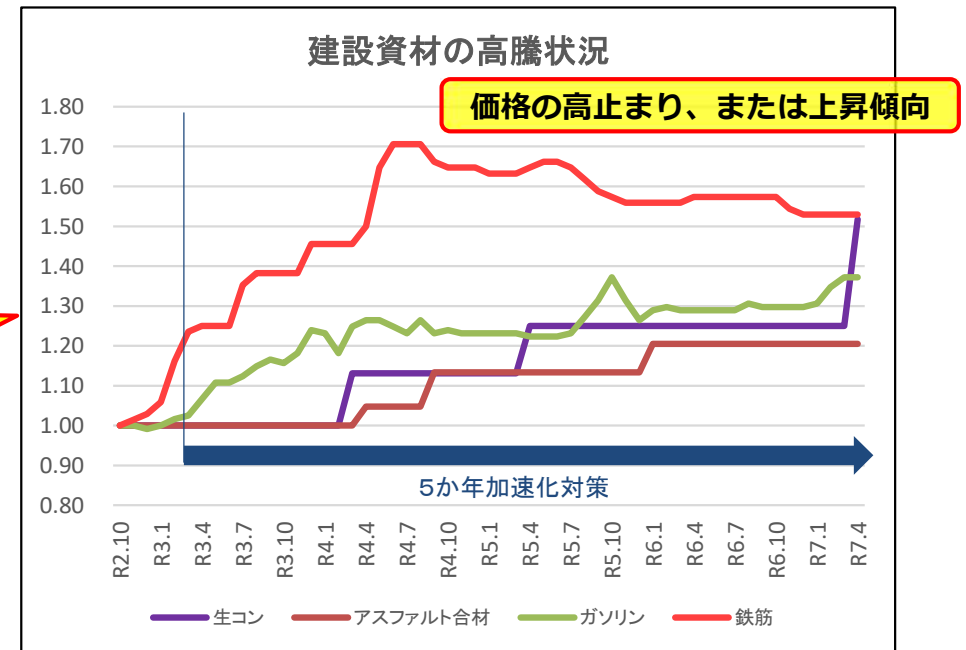
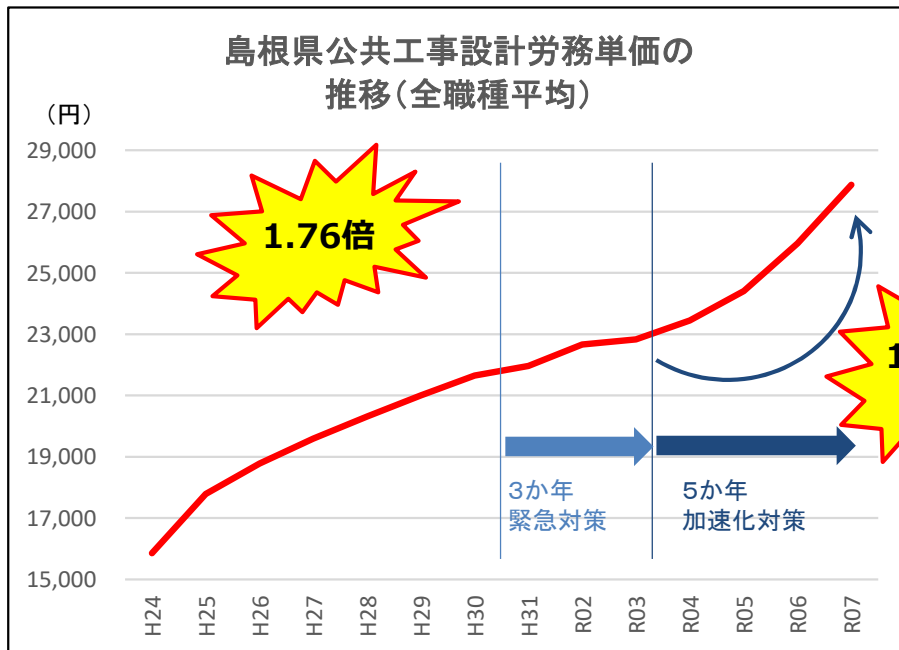
◆激甚化・頻発化する大雨災害やいつ起こるか分からない地震災害への備えなど、安全安心な暮らしを守り、地域振興を支えるため、必要な社会資本整備を進めることができるよう、6月を目途に策定される国土強靱化実施中期計画において、現在の取り組みを切れ目なく進めることが重要

- 島根県公共事業予算において、国土強靱化加速化対策予算はおよそ3割を占めており、予算の安定的な確保が非常に重要
- 6月を目途に策定される国土強靱化実施中期計画において、現在の取り組みを切れ目なく進めることが重要
- 交付金の重点配分対象や個別補助事業の採択要件の拡充等により柔軟な事業実施を可能とすることで、必要な事業が多く残された地方に重点配分することが重要



1. 国土強靱化施策の更なる加速化・深化による地方の事業実施の推進 (資材高騰等の影響)

- ◆ 6月を目途に策定される国土強靱化実施中期計画において、八潮市の事故等も踏まえ、5か年加速化対策を大幅に上回る水準かつ通常予算とは別枠で確保するとともに、高騰が続く資材費や労務費を適切に反映した規模とすることが必要



○令和6年度の労務単価は平成24年度と比較して1.76倍、5か年加速化対策開始以降でも1.22倍になっており、今後も上昇が見込まれる。

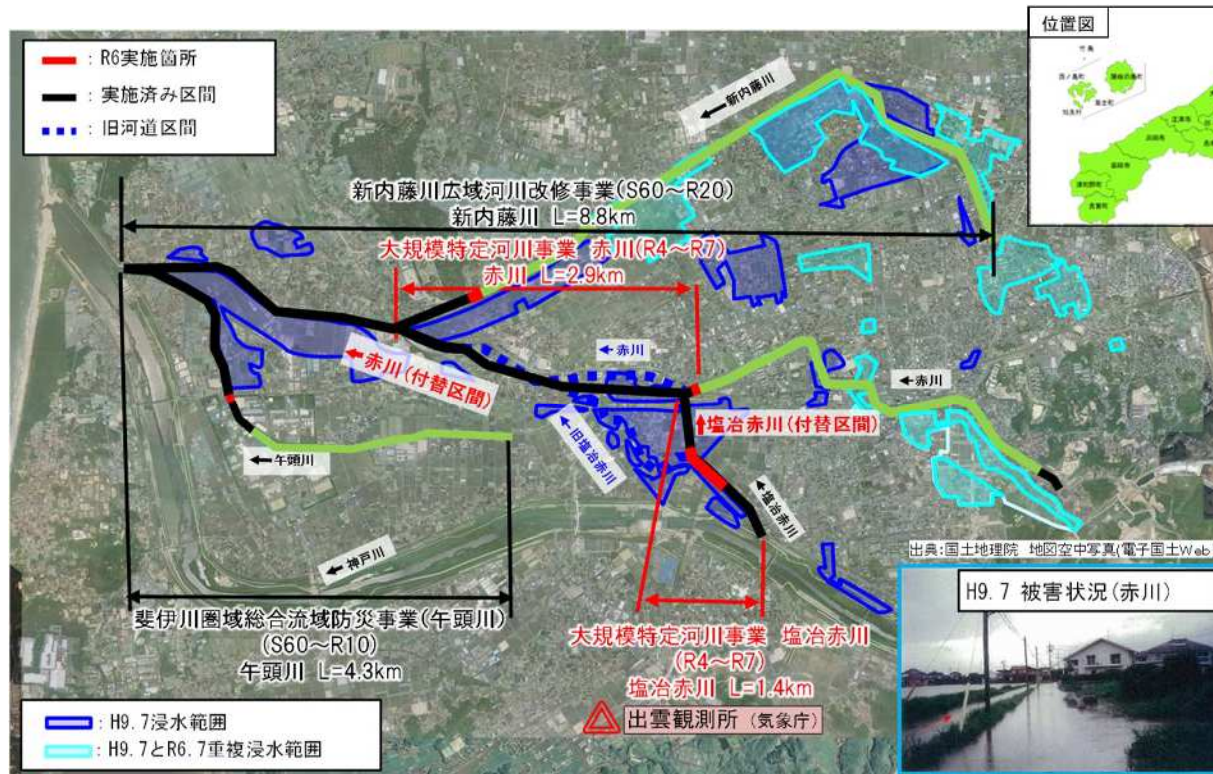
○物価が高騰し出した令和2年度後期以降、建設資材の価格は高止まり、または上昇傾向にある。
 今後は賃金上昇の価格転嫁が始まり、資材価格についても、一層の価格上昇が見込まれる。

5か年加速化対策を『大幅に』上回る水準かつ通常予算とは別枠での予算確保が必要

1. 国土強靱化施策の更なる加速化・深化による地方の事業実施の推進 (治水対策)

国土強靱化予算による治水対策により、家屋浸水被害が減少

出雲市街地が大規模浸水したH9出水を上回る降雨においても家屋浸水被害が大幅に減少

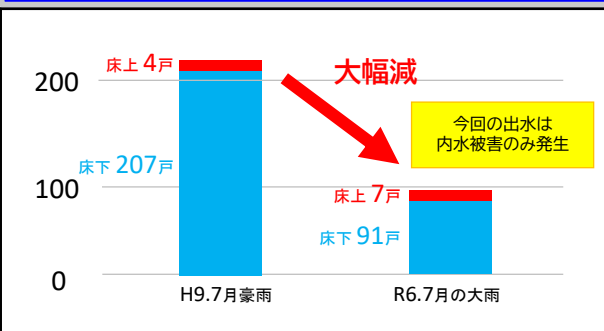


河川事業の予算推移(斐伊川水系新内藤川流域)

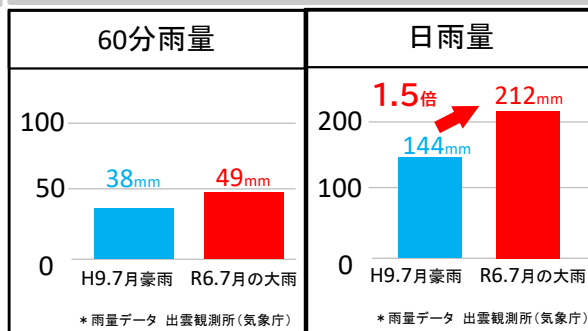


国土強靱化予算の活用により大幅に事業が進捗

治水効果



R6.7.9降雨量と過去との比較



今後も強靱化予算による治水対策推進が必要

令和6年7月大雨による浸水状況



1. 国土強靱化施策の更なる加速化・深化による地方の事業実施の推進 (土砂災害対策)

国土強靱化予算を最大限に活用し、土砂災害対策を推進

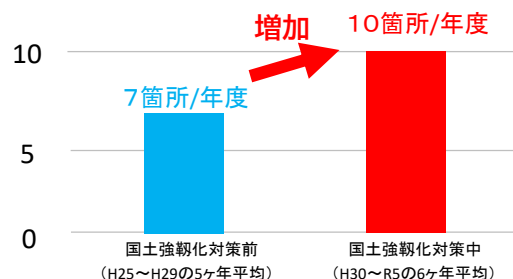
○年度あたり事業費が国土強靱化対策前に比べ、**2割増加**



砂防関係事業における補助・交付金予算の推移

年度あたりの完了箇所数

○年度あたり完了箇所も国土強靱化対策前に比べ、**増加**しており、県土の安全度がより高められた



国土強靱化対策期間に完成した主な施設



西の谷川 砂防事業(益田市)
【人家7戸、小学校(避難所)、国道、JR等の保全】



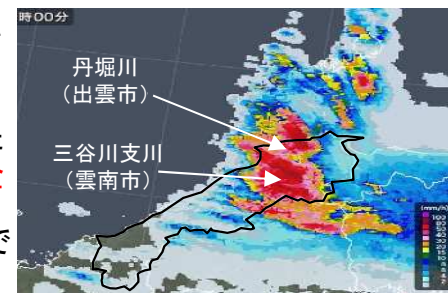
唐井地区 急傾斜地崩壊対策事業(隠岐の島町)
【人家16戸、町道の保全】

砂防施設の整備効果

○R3年7月豪雨では、島根県東部を中心に総雨量400ミリを超える箇所も発生

○整備されていた箇所では、砂防えん堤が土石流を捕捉し、**下流の人家を保全**

○砂防えん堤が整備されていない箇所では**土石流により家屋が埋塞**



R3年7月12日の雨雲レーダー

【砂防えん堤整備】

砂防堰堤による土砂捕捉



下流の人家35戸を保全



丹堀川(出雲市国富町)

令和3年7月の豪雨により土石流が発生、砂防えん堤が土砂を捕捉し下流の人家35戸を守る

【砂防えん堤未整備】

家屋が埋塞



三谷川支川(雲南市吉田町)

令和3年7月の豪雨により土石流が発生、砂防えん堤が未整備であったため人家が埋塞
(災害関連緊急砂防事業により砂防えん堤を整備。令和6年3月竣工)

○島根県内には多くの未整備箇所が存在

○予算の確保が重要

○強靱化予算の活用により、施設整備の進捗が図られる

1. 国土強靱化施策の更なる加速化・深化による地方の事業実施の推進 (落石対策ほか)

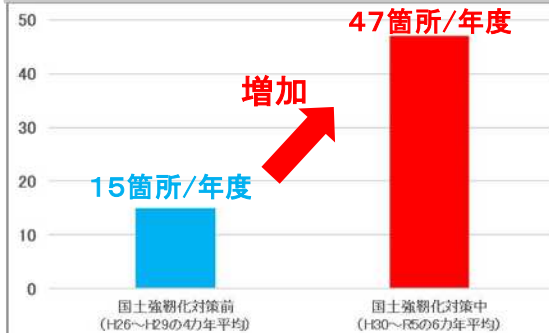
落石対策により被害を未然防止

- 平成28年5月(主)浜田作木線(邑智郡邑南町)で落石による死亡事故が発生

- 年度あたりの事業費が国土強靱化対策前に比べ、4割増加

- 年度あたり完了箇所も国土強靱化対策前に比べ、増加しており、道路の安全性が向上

年度あたりの完了箇所数



【路線名】国道261号
【場所】江津市桜江町



【路線名】(一)佐田八神線
【場所】出雲市佐田町

効果を発揮

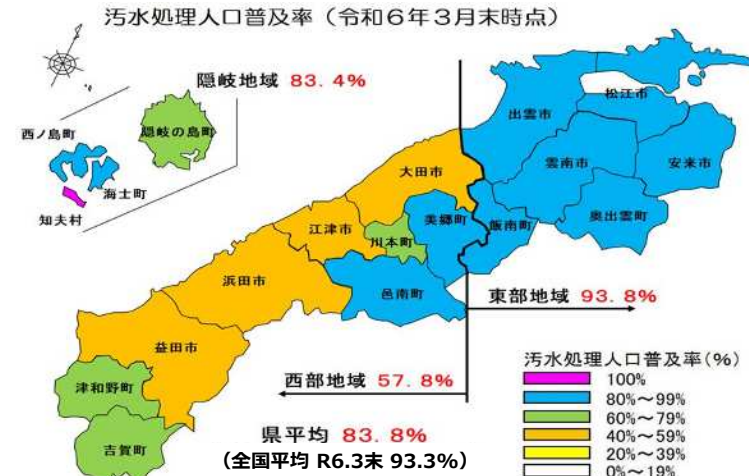


(主) 弥栄旭インター線(浜田市)

- 国道261号【第1次緊急輸送道路】令和6年5月13日~25日の12日間にかけて全面通行止めとなり、住民は64kmの迂回を強いられた

- (一)佐田八神線平成30年4月9日~7月6日の88日間にかけて全面通行止めとなり、住民は22kmの迂回を強いられた

汚水処理人口普及率の低い県西部地域の未普及対策が必要

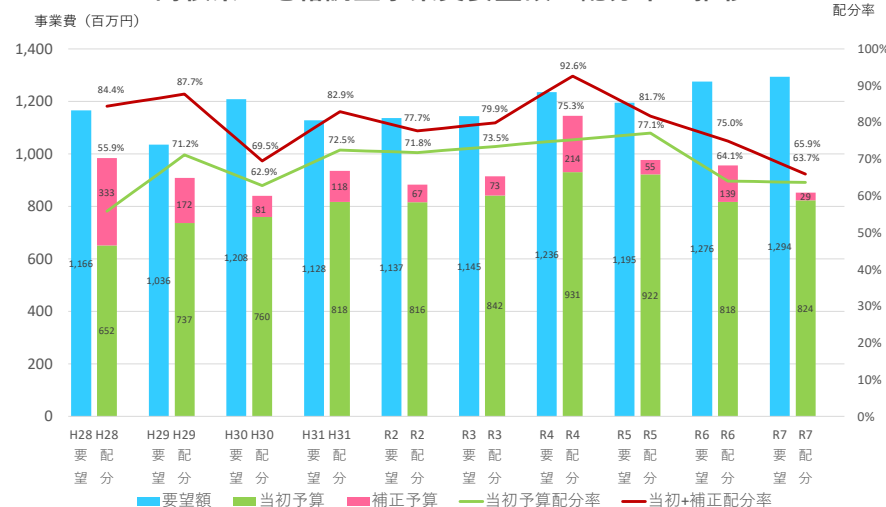


- 都市部からのUターンを決断されるときに、下水道や浄化槽の完備は重要な条件のひとつ

インフラ整備の円滑化のためには地籍調査の促進が必要

- 令和5年度末の島根県の調査の進捗率は54.3%
- 令和7年度当初予算配分額は市町要望額の63.7%

島根県の地籍調査事業費要望額・配分率の推移



1. 国土強靱化施策の更なる加速化・深化による地方の事業実施の推進 (道路整備)

中山間地域における災害リスクを軽減

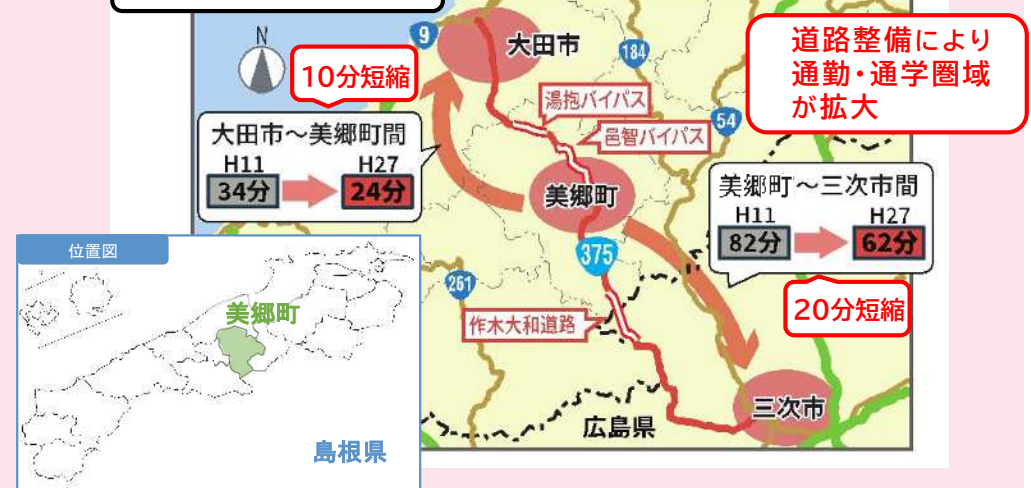


川本町へ通勤していますが、旧道は道幅が狭く、毎日恐れいをしていました。今では夜間であっても、快適に通行できるようになり、残りの区間についても早く完成することを期待しています。

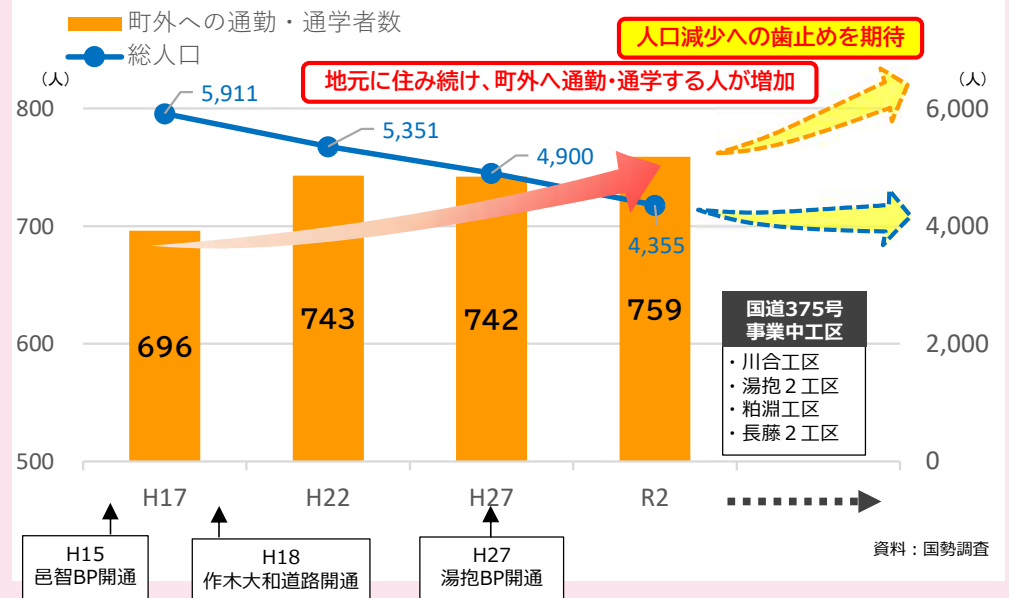
今まで何度も江の川が溢れ、その度に隣町との往来すら、ままならない状況でした。トンネルが開通し、大雨の際にも安心して移動できるようになりました。

通勤・通学圏域の拡大により人口減少を抑制

国道375号／美郷町



美郷町 町外への通勤・通学者数と総人口の推移



1. 国土強靱化施策の更なる加速化・深化による地方の事業実施の推進 (老朽化対策・道路の事例)

インフラの健全性確保のため老朽化対策の促進が必要

道路橋の損傷事例



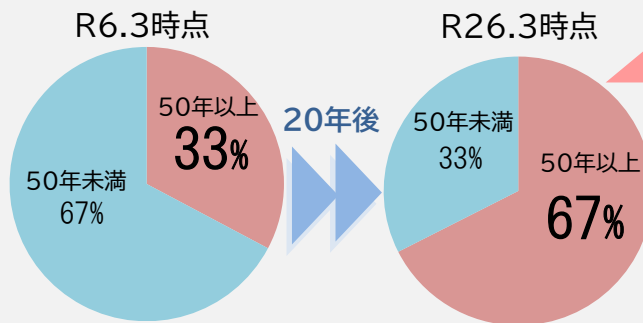
主桁下面の剥離・鉄筋露出
平成29年度点検:健全度Ⅲ
(一)八重垣神社八雲線(中組橋)

トンネルの損傷事例



トンネル覆工部の浮き
平成28年度点検:健全度Ⅲ
(主)浜田八重可部線(坂本トンネル)

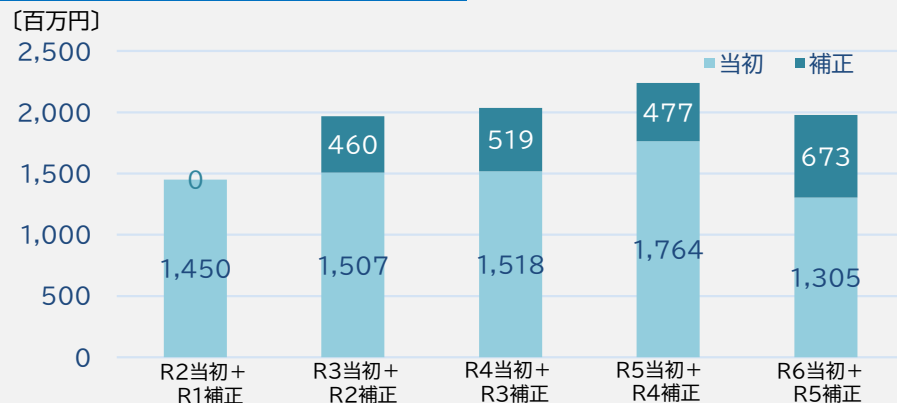
建設後50年を経過した道路施設の割合



20年後には
急速に
高齢化が進行

施設の内訳
・橋梁
・トンネル
・道路附属物 等

老朽化対策事業費の推移

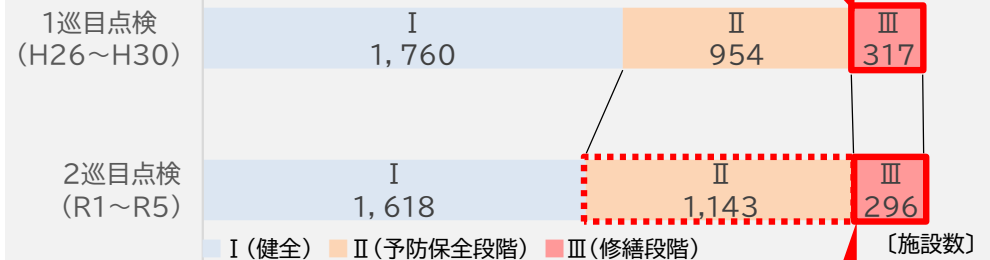


対策完了に向けた予算確保が必要

定期点検結果 ※道路施設(橋梁、トンネル、道路附属物等)

国土強靱化予算を活用し、老朽化対策を推進

1巡目点検修繕完了率(H30年度:19%⇒R5年度:91%)



要修繕箇所(Ⅲ)を早期に解消し、
予防保全段階(Ⅱ)の対策も実施していく

老朽化対策(道路橋の対策例)



対策前



対策後

新技術を活用した定期点検



ドローンによる点検



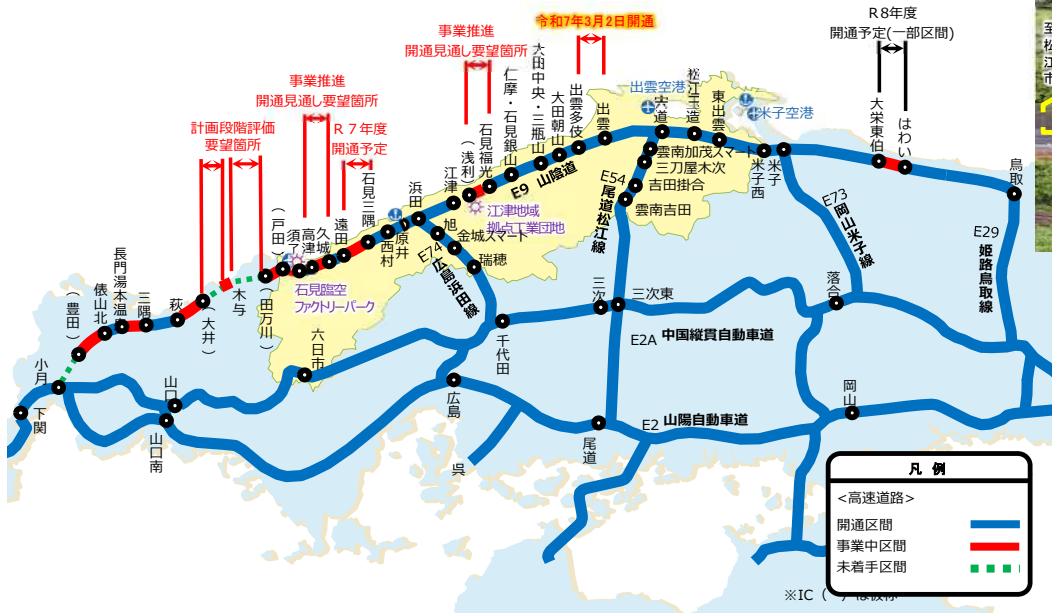
AI診断による自動ひびわれ解析

2.山陰道や境港出雲道路（8の字ルート）をはじめとする地方の道路整備の推進②

山陰道の早期全線開通、早期の開通見通し公表

◆ 山陰道の整備状況

○全国のミッシングリンクの整備事業費を確保した上で、山陰道への予算の重点配分を行い「益田～萩間」を含む、早期全線開通を図ることが必要

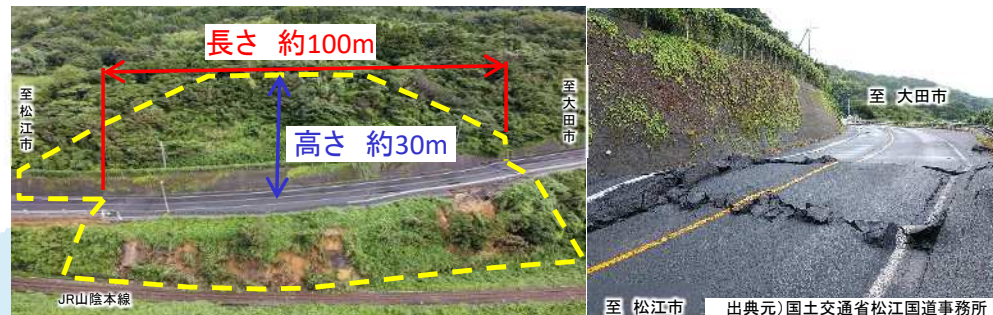


国道191号（益田～萩間）の課題（平成25年7月28日豪雨災害時状況）



◆ 大規模災害時の代替路としての山陰道 ～東西を結ぶ道路ネットワーク途絶の回避に貢献!!～

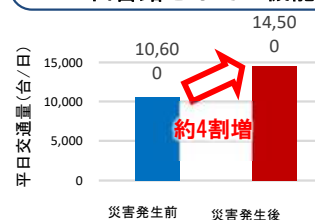
○令和3年8月の大雨により国道9号出雲市多伎町小田地内で大規模な地すべりが発生し、国道9号が全面通行止となった。(全面通行止め期間: 令和3年8月18日～令和3年10月18日)



山陰道がダブルネットワーク効果を発揮!!



代替路としての機能を発揮!! (通行止め後山陰道の交通量が約4割増加)



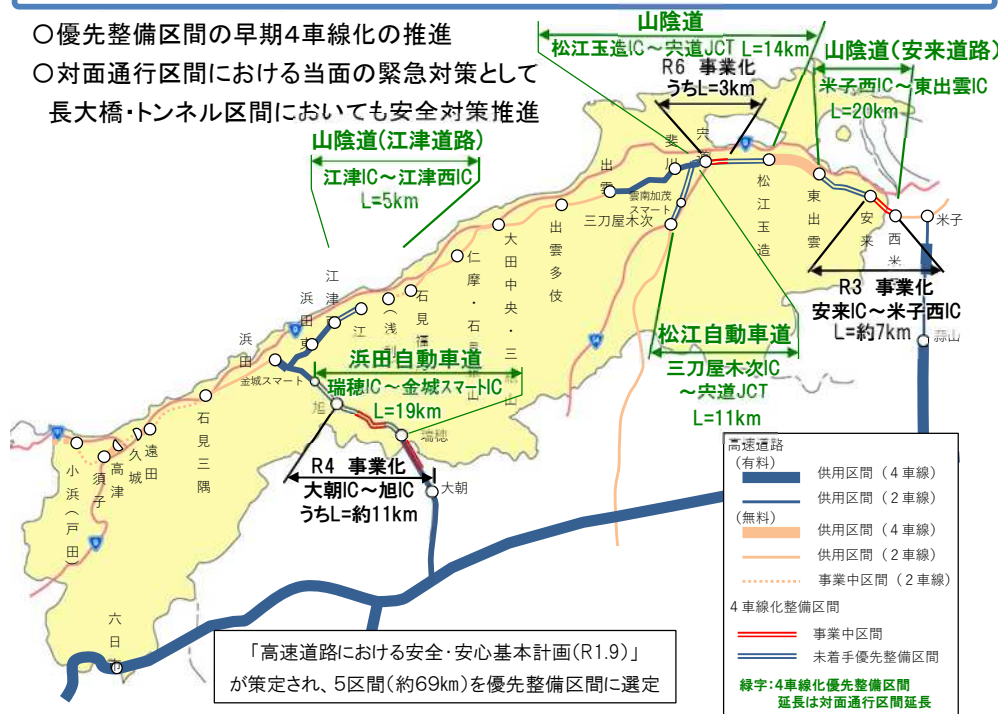
出典元) 国土交通省松江国道事務所

2.山陰道や境港出雲道路（8の字ルート）をはじめとする地方の道路整備の推進③

暫定2車線区間の4車線化
国道9号出雲バイパスの全線4車線化

◆ 高速道路（有料区間）の4車線化等の推進

- 優先整備区間の早期4車線化の推進
- 対面通行区間における当面の緊急対策として
長大橋・トンネル区間においても安全対策推進



課題を解消し、安全・安心な高速道路に！

県内の開通済みの高速道路は8割以上が暫定2車線

ネットワークの代替性の確保



4車線化や付加車線整備が必要

事故防止



4車線化や長大橋・トンネル区間における安全対策が必要

◆ 渋滞が著しい国道9号出雲バイパスの全線4車線化

一般国道9号出雲バイパスは、4車線で都市計画決定され、平成20年までに暫定2車線で開通した(一部4車線による供用)。しかし、地域の発展に伴い交通が集中し、朝夕を中心に慢性的な渋滞が発生しており、早期の全線4車線化が必要。



【神戸橋北方交差点付近】

【姫原高架橋付近】

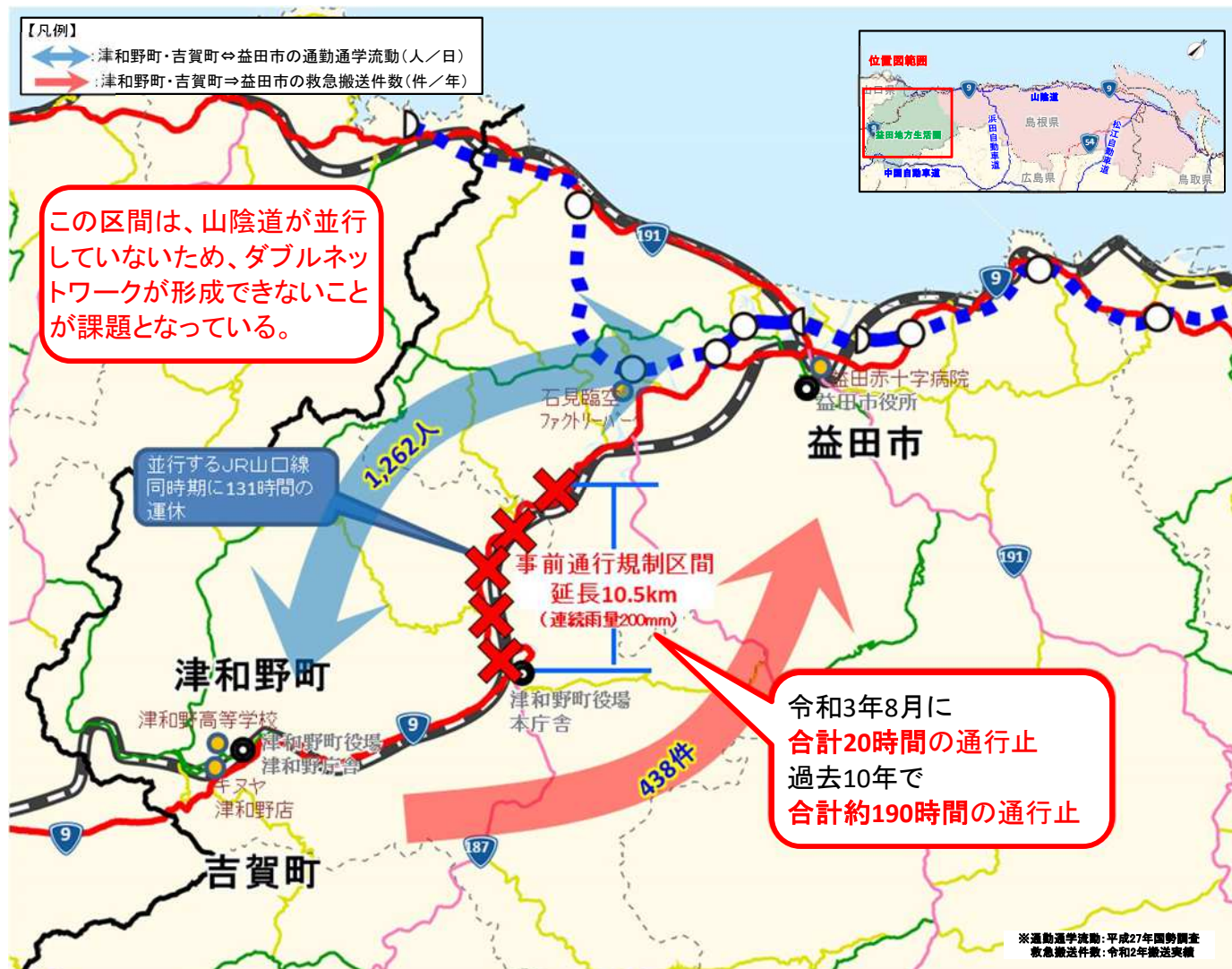
出雲バイパスの渋滞状況

2.山陰道や境港出雲道路（8の字ルート）をはじめとする地方の道路整備の推進④

一般国道9号の防災対策

◆ 一般国道9号（益田市神田町～津和野町枕瀬間） 防災対策

○一般国道9号は、重要物流道路及び第一次緊急輸送道路に指定されているが、益田市神田町から津和野町枕瀬間においては、連続雨量による事前通行規制区間があり、自然災害に対し脆弱な状況である。また、一級河川高津川に並走しており、視距がとれない急カーブや線形不良箇所が多く、当該区間の防災対策が必要。



過去の通行止め発生状況

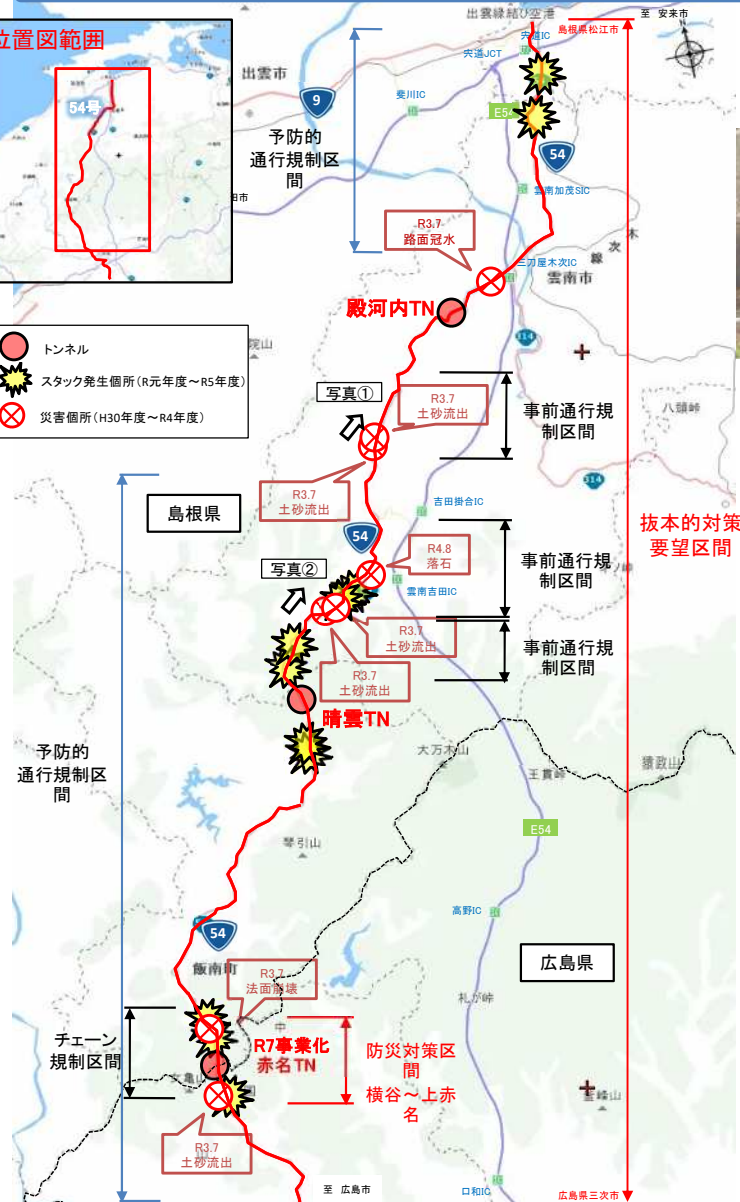
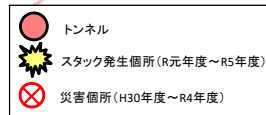
発生年月日	区間	規制時間	規制理由
H25.2.20	神田～枕瀬	150時間20分	法面崩落
H25.6.20	神田～枕瀬	3時間20分	事前通行規制
H25.7.28	神田～枕瀬	4時間35分	事前通行規制
R3.8.9	神田～枕瀬	9時間20分	事前通行規制
R3.8.14	神田～枕瀬	10時間40分	事前通行規制
R6.11.2	神田～枕瀬	7時間40分	事前通行規制
計		6回（185時間55分）	

2.山陰道や境港出雲道路（8の字ルート）をはじめとする地方の道路整備の推進⑤

一般国道54号の防災対策

◆ 一般国道54号（広島県三次市～島根県松江市間） 防災対策

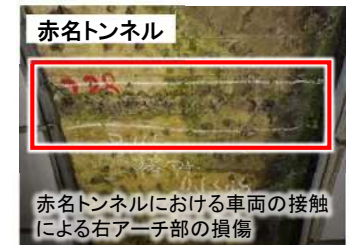
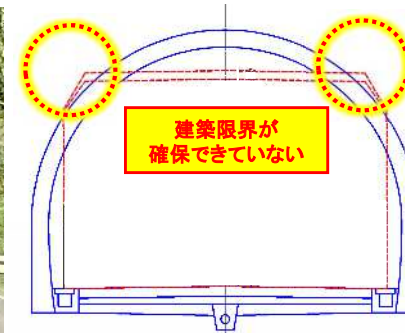
- ・赤名トンネル（R7新規事業化）の事業促進
- ・晴雲トンネルなどその他区間の新規事業化



○ 一般国道54号は、重要物流道路及び第一次緊急輸送道路に指定されているが、大雨や大雪による通行規制が幾度も実施されている防災上課題のある区間である。加えて、老朽化したトンネルが複数存在しており、安全、安心な通行を確保するための抜本的な対策が必要である。



■ 赤名トンネル・晴雲トンネル・殿河内トンネルにおいて建築限界（4.8m）が確保できていない



トンネル名	竣工年	年数
赤名トンネル	1964	60
晴雲トンネル	1964	60
殿河内トンネル	1980	44

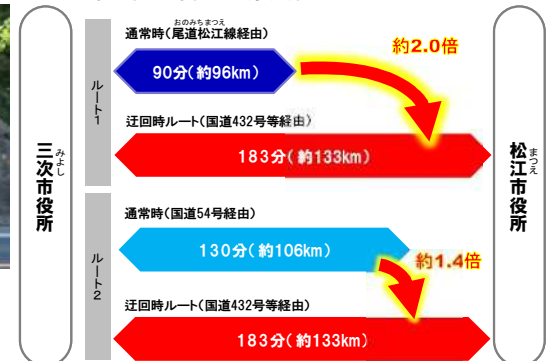


覆エクラウン部の木製矢板の露出周辺部のうき。利用者の安全性を損なう可能性がある。



面壁側面部ブロック化懸念の「うき」。打音検査により安定を確認。早期に対策が必要。

■三次市～松江市間の所要時間



資料：令和3年度全国道路・街路交通情勢調査
上下平均昼間12時間平均旅行速度より算出。

2.山陰道や境港出雲道路（8の字ルート）をはじめとする地方の道路整備の推進⑥

境港出雲道路の早期事業化

- ◆ 中海・宍道湖圏域を結ぶ“8の字ネットワーク”の一部を形成し、高規格道路のミッシングリンク※である「境港出雲道路」未着手区間の直轄事業としての早期事業化

注)人口:R2国勢調査
入込客数、搭乗者数:R5年度のデータ

※防災・減災、国土強靱化に向けた道路の5か年対策プログラム(中国ブロック版)【令和3年4月】



【中海・宍道湖8の字ネットワークの整備により期待される効果・役割】

● 災害時の交通確保

【課題】洪水・津波浸水区域が広く分布し、大雪等の災害時に山陰道が通行止めとなると、国道9号、国道431号等の東西方向の幹線道路の負荷が増大するなど移動に大きな支障が発生
また、国道431号が通行止めとなると、島根半島でアクセスが困難となる地域が発生するおそれ

【効果】災害時においても機能する強靱な高規格道路ネットワークの構築

安心して暮らせる環境の充実への貢献

● 産業振興

【課題】中海・宍道湖圏域は、通勤・通学や物流などの企業活動において圏域内の結びが非常に強く、地域経済を支える重要な地域であるにもかかわらず、移動の速達性・定時性の確保、渋滞や事故の抑制が課題
高速ICのアクセス性の低い圏域北側は工業団地の分譲率が低迷

【効果】新規企業立地等の促進、通勤圏の拡大による新たな雇用の創出

力強い産業圏の形成
・地産外商への貢献

● ゲートウェイ強化

【課題】境港は北東アジアとのゲートウェイとして高いポテンシャルを有しているにもかかわらず、高速ICのアクセス性が日本海側重点港湾でワースト1位。米子空港・出雲空港も同様にアクセス性に課題

【効果】ゲートウェイ強化につながる港湾・空港のアクセス性の向上

● 周遊観光促進

【課題】今後、クルーズ船の寄港、観光旅行が復調した際に、出雲大社等の魅力的な観光地の周遊観光を促進するためには、立ち寄り先及び観光地での滞在時間の拡大が課題

【効果】観光地間の移動時間短縮と定時性の確保による周遊観光の促進

多様な資源の継承・観光振興への貢献

産業づくり・地域づくりを支える

＜産業＞生産性の向上、地域資源の付加価値の拡大 等
＜地域＞住み続けるためのまちづくりの実現に向け、
・必要となる都市基盤の連携
・職業・教育・医療機会の確保
・移住定住の支援 ・インフラの利活用

8の字ネットワーク整備による効果(約350億円/年)に加え、これをきっかけとした産業・地域の活性化(約500億円/年)により、**約850億円/年の付加価値額の拡大**を目指す

出典) 8の字ネットワーク整備による効果分析検討会 成果(令和5年8月)から

2.山陰道や境港出雲道路（8の字ルート）をはじめとする地方の道路整備の推進⑦

松江北道路の事業推進に必要な予算確保

◆ 生産性向上と更なる企業進出・雇用創出を実現させる「境港出雲道路 松江北道路」の整備促進

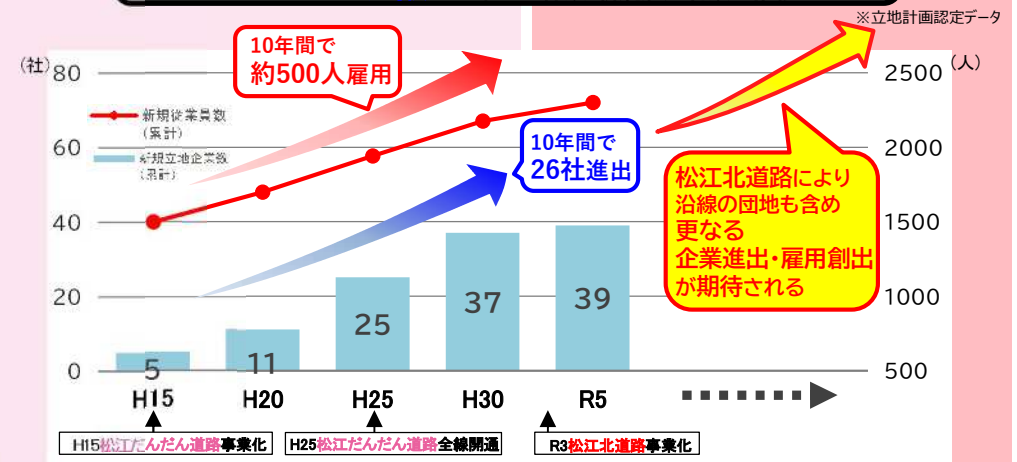
R7工事着手
R8工事本格化

松江だんだん道路 整備完了

松江北道路 事業中



ソフトビジネスパーク島根の企業立地件数・新規雇用者数の推移



企業の声

企業進出 ソフトビジネスパーク島根

安来方面からも通勤しやすくなることなどから、**立地を決めた。**
従業員の約7割が、橋南地区から通勤している。

人材確保 朝日ヒルズ工業団地

混雑する市街地を通過して通勤するので従業員**採用面でハンデ**を感じているが、**松江北道路によりその解消に期待している。**

ソフトビジネスパーク島根 30分到達圏域



進出企業の雇用が課題

南北移動アクセス性向上 到達圏域 拡大

広域からの人材確保が可能に

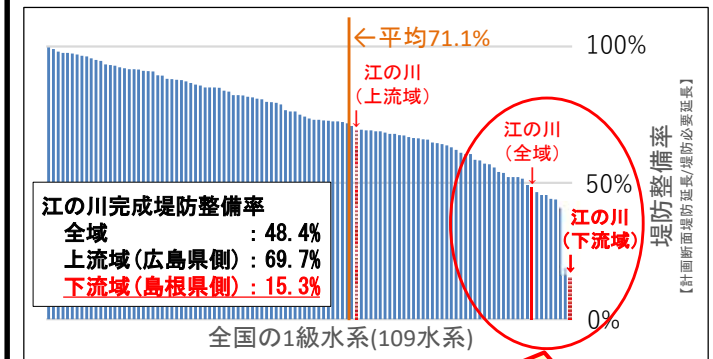
3. 江の川下流治水事業の推進

- ◆ 江の川下流域では、平成30年7月・令和2年7月豪雨に続き令和3年8月大雨により3年余りの間で3度の家屋浸水被害が発生
- ◆ 沿川の住民が安心して住める地域となるよう、「治水とまちづくり連携計画(江の川中下流域マスタープラン)」に基づき事業を推進し、流域治水による対策を加速化させること
- ◆ 直轄事業と連携し一体的かつ早急な整備が必要な矢谷川をはじめ、県が管理する江の川支川の整備に必要な予算を配分すること
- ◆ 防災集団移転促進事業については、地域の合意形成を経て策定された事業が進むよう、十分な予算を確保し、必要な予算を配分すること
- ◆ 県及び沿川市町と連携し排水ポンプ車の効果的な運用を図るなど、被害を未然に防止するための内水対策への支援の取組を強化すること

江の川下流域 被害状況 (平成30年7月～令和3年8月)

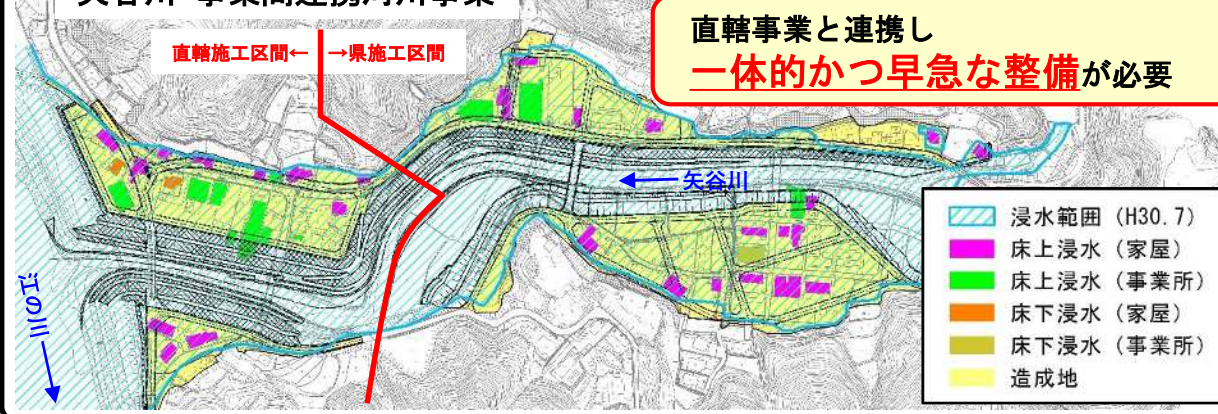


堤防整備率(R6.3末時点)



- ・ 江の川水系の完成堤防整備率は
全国の一級河川109水系中**102位**
- ・ 下流域(島根県側)の整備率は**最下位**に相当

矢谷川 事業間連携河川事業



長良地区 防災集団移転促進事業

計画通りに事業が進むよう
十分な予算配分を



4. 斐伊川・神戸川治水事業の推進

- ◆ 流域全体の治水安全度確保に向け上流部のダム、中流部の放水路は完成
- ◆ 下流域の安全度確保のためには大橋川改修と中海湖岸堤整備の加速化が必要

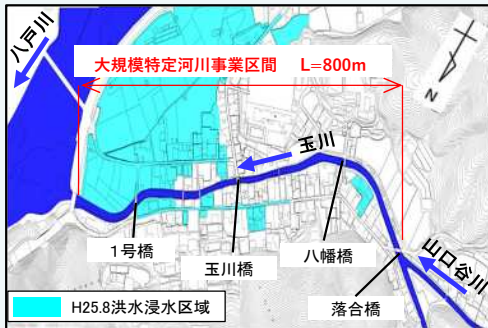


5. (1) 大規模特定河川事業の推進

◆ 大規模特定河川事業について、計画的・集中的に事業を推進するため、必要な予算を配分すること

玉川大規模特定河川事業

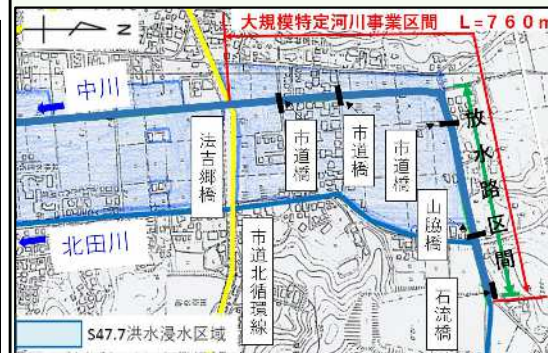
玉川は、江津市桜江町内を流下する八戸川の支川であり、平成25年豪雨による洪水で浸水被害が発生した。このため補助事業により、河川の拡幅及び橋の架替などを集中的に実施し、治水安全度を早期に向上をさせる。



玉川 平成25年8月洪水

中川大規模特定河川事業

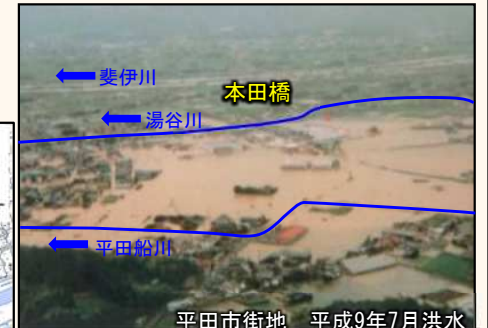
中川は、松江市街地の中心部を流下しており、河川が狭小なため毎年のように浸水被害が頻発し、昭和47年豪雨のほか近年では平成18年にも甚大な被害を被っている。このため補助事業により、河川の拡幅及び放水路の整備を実施し、流域全体の治水安全度を早期に向上させる。



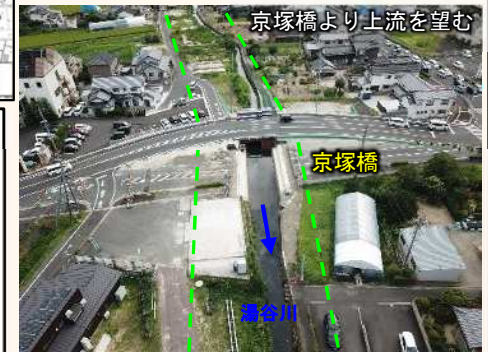
松江市街地 平成18年7月洪水

湯谷川大規模特定河川事業

湯谷川は、出雲市内の住宅密集地を流下しており、河川が狭小なため平成9年豪雨による洪水等で広域にわたり甚大な被害が発生した。このため補助事業により、河川の拡幅及び橋の架替などを集中的に実施し、治水安全度の向上を図る。



平田市街地 平成9年7月洪水



京塚橋より上流を望む

大規模特定河川事業位置図



施工予定箇所

法吉公会堂

法吉郷橋より上流を望む

5. (3) 矢原川ダム事業

◆ 流域住民の安全・安心を早期に確保するため、ダム事業の推進が必要

矢原川ダム【生活再建対策推進】



◇引き続き、用地取得、付替道路工事などを推進する



洪水発生年月	原因	主な被害
昭和58年7月 (365.6mm/day)	梅雨前線豪雨	床上浸水895戸、床下浸水131戸、 全壊749戸、半壊305戸、農地浸水646ha

【参考】県内初の「大雨特別警報」が発表された平成29年7月豪雨において御部ダムが洪水調節効果を発揮

※ダム上流域で流域平均総雨量370mm(時間最大41mm)を記録

御部ダムでは最大約967m³/sの流入に対して、
下流河川への流量を最大で約651m³/sカット



御部ダムで上流からの流木を捕捉し、
下流への流出を防止



三隅川の三隅大橋水位観測点
付近で約1.2mの水位低下



5. (4) 土砂災害から人命を守る総合的な対策の推進

- ◆ 激甚化・頻発化する土砂災害から人命を守り、安全で安心して生活できる地域づくりを実現するため、個別補助事業(事業間連携砂防等事業)等の土砂災害対策予算を十分に確保すること
- ◆ 保全人家戸数やがけの高さ等の防災・安全交付金の採択基準を緩和すること

H30年7月豪雨で被災した広島県と同じ真砂土地帯が広く分布。土砂災害警戒区域は全国で3番目

補助・交付金の採択にならない
箇所の整備は遅れている

まだ、未整備箇所が多く存在。対策予算の確保が必要

土砂災害警戒区域指定状況

2024年12月末時点

順位	県名	土砂災害警戒区域	土石流	急傾斜地の崩壊	地すべり
1	広島県	47,847	16,912	30,818	117
2	長崎県	37,639	5,484	30,952	1,203
3	島根県	32,210	13,277	18,212	721
4	長野県	27,327	6,733	19,074	1,520
5	山口県	25,728	9,875	15,524	329
25	岡山県	12,751	6,773	5,710	268
40	鳥取県	6,232	2,615	3,497	120
	全国	698,721	219,156	463,204	16,361

土砂災害要対策箇所 整備状況

全 体	箇所数: 5,889箇所 整備率20%	1,150	4,739
補助・交付金	箇所数: 3,876箇所 整備率25%	951	2,925
県 単	箇所数: 2,013箇所 整備率10%	1,814	199

※例) 急傾斜事業
がけ高10m以上かつ
人家戸数10戸以上
がけ高5~10m未満
人家戸数5~9戸

■ 整備済 ■ 整備中・未整備

個別補助(事業間連携砂防等事業) 浄光寺谷川(大田市川合町)



個別補助(事業間連携砂防等事業) 中遠田地区(益田市遠田町)



令和 3年7月豪雨時の被害状況

【被害状況】

7月12日豪雨(145mm/24h、60mm/h; 上山雨量観測所)が発生

- ◆ 土石流により家屋が被災 ◆ 家屋の1階部分が埋塞

令和3年7月豪雨 土石流により被災(雲南市吉田町; 三谷川支川)



令和3年7月12日の雨雲レーダー

家屋1階部分が埋塞

令和 3年7月豪雨時の施設効果

【対策施設の効果】

7月7日豪雨(206mm/24h、79mm/h; 万田雨量観測所)が発生

- 砂防堰堤 が、上流から流出した土砂を捕捉し、下流の人家35戸を救う

令和3年7月豪雨(出雲市国富町; 丹堀川)



砂防堰堤による土砂捕捉

人家35戸を保全

6. 浜田港の機能強化

- ◆ 荒天時における港湾稼働率の向上を図るため、「新北防波堤」の整備を推進すること
- ◆ 福井地区において、見込まれる船舶の大型化に向けた港湾機能の強化を推進すること
- ◆ 臨港道路「福井・長浜線」の整備が着実に進められるよう、必要な予算を配分すること
- ◆ 令和7年4月に公表した港湾脱炭素化推進計画の実現に向け、継続して財政的支援および技術的助言を行うこと



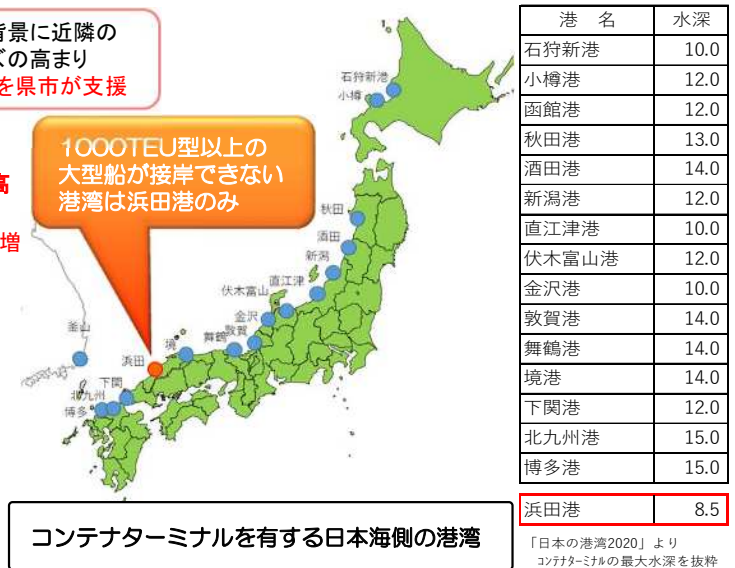
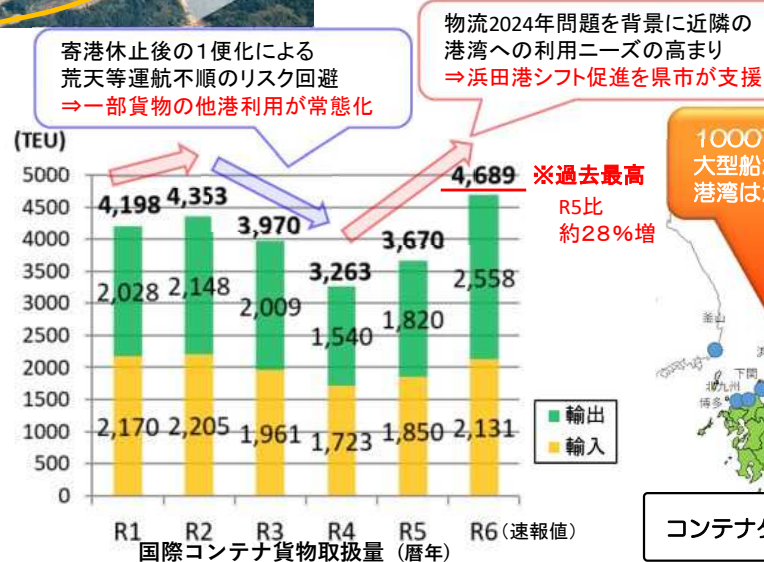
≪ 船舶大型化の動向 ≫

- 浜田港以東の地方港に就航する中韓ダイレクト航路において、**80%の船舶が1000TEU型に大型化**
(現在就航している船社の700TEU型は全て船齢18年を経過)

船舶大型化に向けた港湾機能の強化が急務

≪ 浜田港を取り巻く状況 ≫

- 日本海側港湾で1000TEU型の大型船が接岸できないのは浜田港のみ
- 国際定期コンテナ航路
1社が使用船舶の1000TEU型への大型化により、寄港休止
(R3.3～:2→1便/週)
- 物流2024年問題を背景に近隣の港湾への利用ニーズが拡大
⇒ 令和6年は対前年比約28%増加し、過去最高を記録



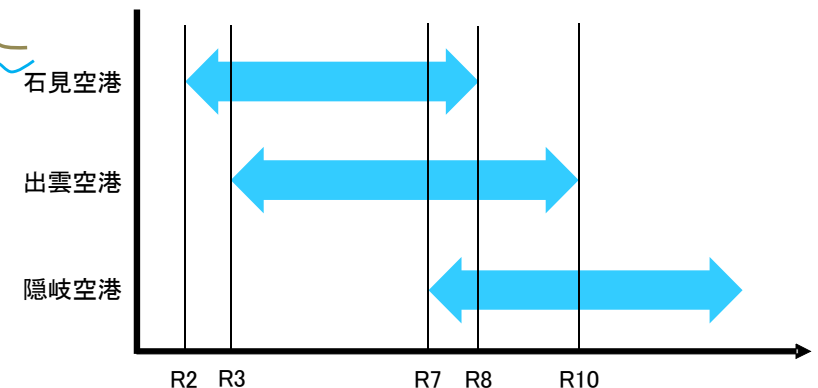
7. 県内3空港の安全で安定的な運航の確保

- ◆ 県内3空港の老朽化対策および滑走路端安全区域(RESA)の整備を着実に進められるよう必要な予算を配分すること

- 老朽化対策
 - ・空港毎に定めた維持管理・更新計画に沿って、滑走路舗装等の計画的な改良
 - ・劣化した航空灯火の更新にあわせ、令和12年度までに灯火のLED化
- 滑走路端安全区域(RESA)の整備
 - ・令和8年度までに事業着手し、整備していく



老朽化対策(舗装改良・航空灯火更新)、滑走路端安全区域整備スケジュール



基本施設点検実施状況(航空灯火)



隠岐空港

航空灯火劣化状況



出雲空港

基本施設点検実施状況(滑走路)



出雲空港

滑走路ひび割れ発生状況



出雲空港

8. 上下水道の広域化、強靱化に対する財政支援

上下水道施設の強靱化のため改築・更新、耐震化

【管渠の老朽化による漏水・陥没事故】

上水道 漏水事故



令和5年8月発生
出雲市古志町

下水道 陥没事故



令和5年3月発生
出雲市長浜町

下水道管渠の老朽化(宍道湖流域下水道)

- ・耐用年数(50年)を経過する管は5年後に**4.7%**、10年後には**25.7%**へ
- ・全延長74.7kmのうち直径2m以上の管延長5.6kmすべてが10年後には耐用年数(50年)を経過

下水道事業の基盤強化のため広域化・共同化、W-PPPの推進

【隠岐の島町】
W-PPP
(R9~)

広域化共同化：5市町、W-PPP：流域・2市町 令和7年3月末現在

事業効果
(コスト削減)
16.6百万円/年

【雲南市】
○汚水処理施設の統合
農集4施設 → 公共へ

【流域下水道】
W-PPP
(R10以降)

事業効果
(コスト削減)
4.3百万円/年

【浜田市】
W-PPP
(R10~)

【松江市】
○汚水処理施設の統合
農集1施設 → 流域へ

【西ノ島町】
○汚水処理施設の統合
漁集1施設 → 公共へ

【美郷町】
○汚泥処理の共同化
汚泥6施設 → 公共へ

【奥出雲町】
○汚水処理施設の統合
農集4施設 → 公共へ

水道施設の耐震化の遅れ

- ・災害時の安定供給が課題

管路の更新状況(令和2年度)

管路の名称	管路延長 (km)	法定耐用年数 を超えた管路 延長(km)	耐震性のある 管路延長 (km)	当該年度に更 新した管路延 長(km)	耐震適合率 (%)
導水管	167.65	35.39	43.53	0.17	26.0
送水管	705.5	94.97	338.79	1.72	48.0
配水管	9,356.89	1,898.62	1,569.90	67.35	16.8

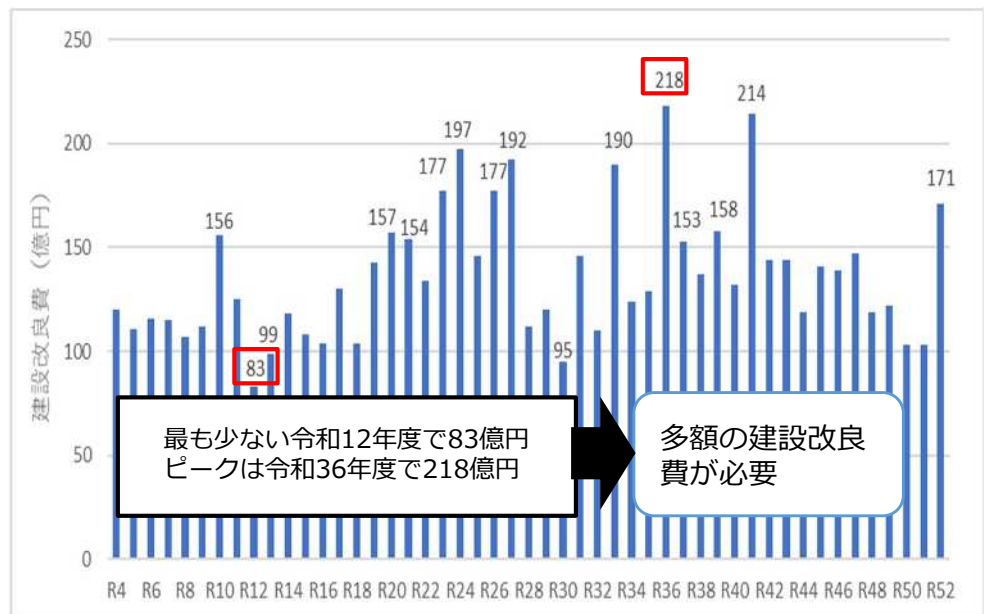
出典：R2年度「公営企業会計決算の状況」、島根県独自調査

- ・導水管、送水管、配水管いずれも耐震化適合率は50%以下
- ・基幹管路(※)の耐震適合率(R2):28.5%(全国平均40.7%)
- ※導水管、送水管及び配水本管(配水管のうち、給水管の分岐のないもの)

水道施設の更新需要の増加

- ・過去に建設した施設の更新がピークを迎えるため需要が増加

施設の更新需要の推計



9. 国民スポーツ大会等の開催に向けた都市公園施設整備の推進

- 令和11年度開催のリハーサル大会までに施設整備の完了が必要
- 今後、県・市町の都市公園施設整備が本格化するため、必要な予算を配分すること

浜山公園陸上競技場



浜山公園野球場



浜山公園整備計画

			R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
			施設整備実施期間						
陸上 競技場	芝生改修	交付金(長寿)			↔			公 認 検 定 3 月 予 定 リ ハ ー サ ル 大 会 開 催	国 ス ポ 開 催
	走路改修	交付金(長寿)				↔			
	照明設備	交付金(都市)		↔	↔	↔			
	メインスタンド増設	交付金(都市)			↔	↔			
	エレベーター設置	交付金(都市)				↔	↔		
	電光掲示板更新	交付金(長寿)				↔	↔		
	陸上競技場改修設計	交付金(都市)	↔	↔					
野球場	内野スタンド改築	交付金(都市)	↔	↔					
	外野拡張	交付金(都市)	↔	↔					

老朽化状況:雲南市 大東公園野球場他



松江市街地・出雲市街地における緊急浸水対策について

1. 経緯

令和6年7月9日、出雲観測所において観測史上1位となる12時間雨量211.5mmを観測するなど、県東部を中心に記録的な大雨となり、松江市街地や出雲市街地で家屋浸水被害が発生した。

これらの地区は浸水被害が頻発する地区であり、県東部市街地の浸水対策として重点的に河川整備を進めているものの、整備完了には長期間を要することから、松江市、出雲市と連携し、浸水被害軽減のための当面の対策について取りまとめた。

※事業実施中の河川：(松江市街地) 中川、四十間堀川
(出雲市街地) 赤川、新内藤川

2. 緊急浸水対策の概要

別添

(1) 松江市街地緊急浸水対策

- ・松江市黒田町や春日町周辺は過去から浸水被害が頻発する地区であり、平成29年の大雨を受け、護岸の嵩上げなどの緊急対策を実施（令和2年度概成）
- ・その後、令和3年や令和6年の大雨を受け、これまでに実施してきた対策に新たな対策を追加

【対象地区】 比津川・中川沿川ほか（松江市黒田町・春日町ほか）

【対策内容】 護岸嵩上げ、小型ポンプ設置、水門遠隔操作化 など

(2) 出雲市街地緊急浸水対策

- ・令和6年7月の大雨では新内藤川、赤川の上中流域を中心に広範囲で多くの家屋浸水被害が発生
- ・昨年大雨を受け、令和7年度～令和9年度の3か年で緊急対策を実施

【対象地区】 新内藤川・赤川沿川ほか（出雲市今市町・塩冶町ほか）

【対策内容】 暫定掘削、逆流防止施設設置、排水路改良 など

3. 今後の予定

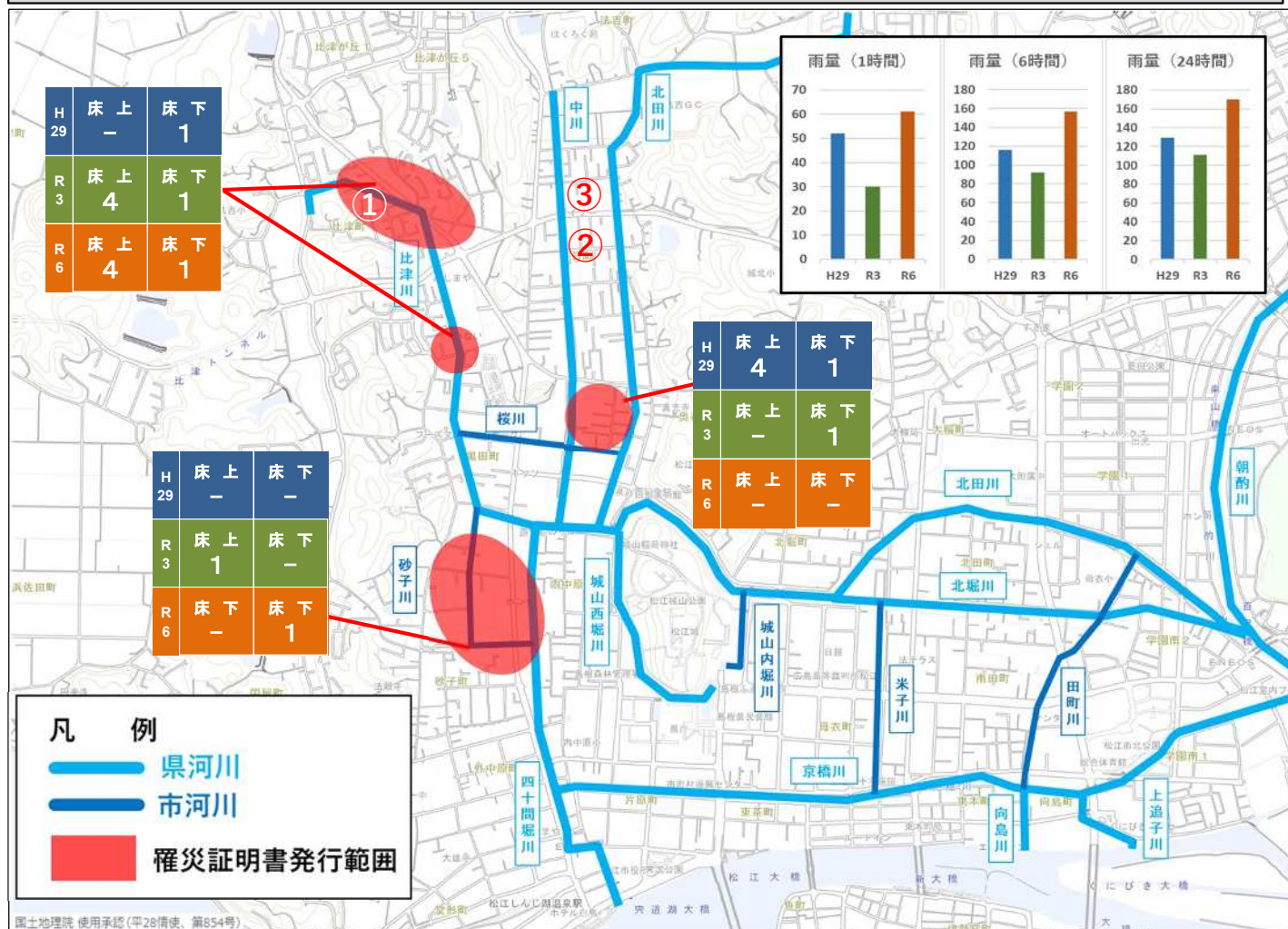
- ・今後、進捗状況のフォローアップと事業効果の検証を実施

松江市街地 近年の大雨による被害状況

島根県河川課
松江市河川課

松江市街地（黒田町・春日町・比津町付近）では近年の大雨により
床上浸水や床下浸水の被害が頻発

H29. 7. 25 雨量 52mm/h・116mm/6h・129mm/24h（北講武観測所）
R3. 7. 12 雨量 30mm/h・92mm/6h・111mm/24h（北講武観測所）
R6. 7. 9 雨量 61mm/h・157mm/6h・170mm/24h（北講武観測所）



※床上・床下浸水戸数は、罹災証明書の発行状況を表示したものであり、浸水状況を表示したものではありません。

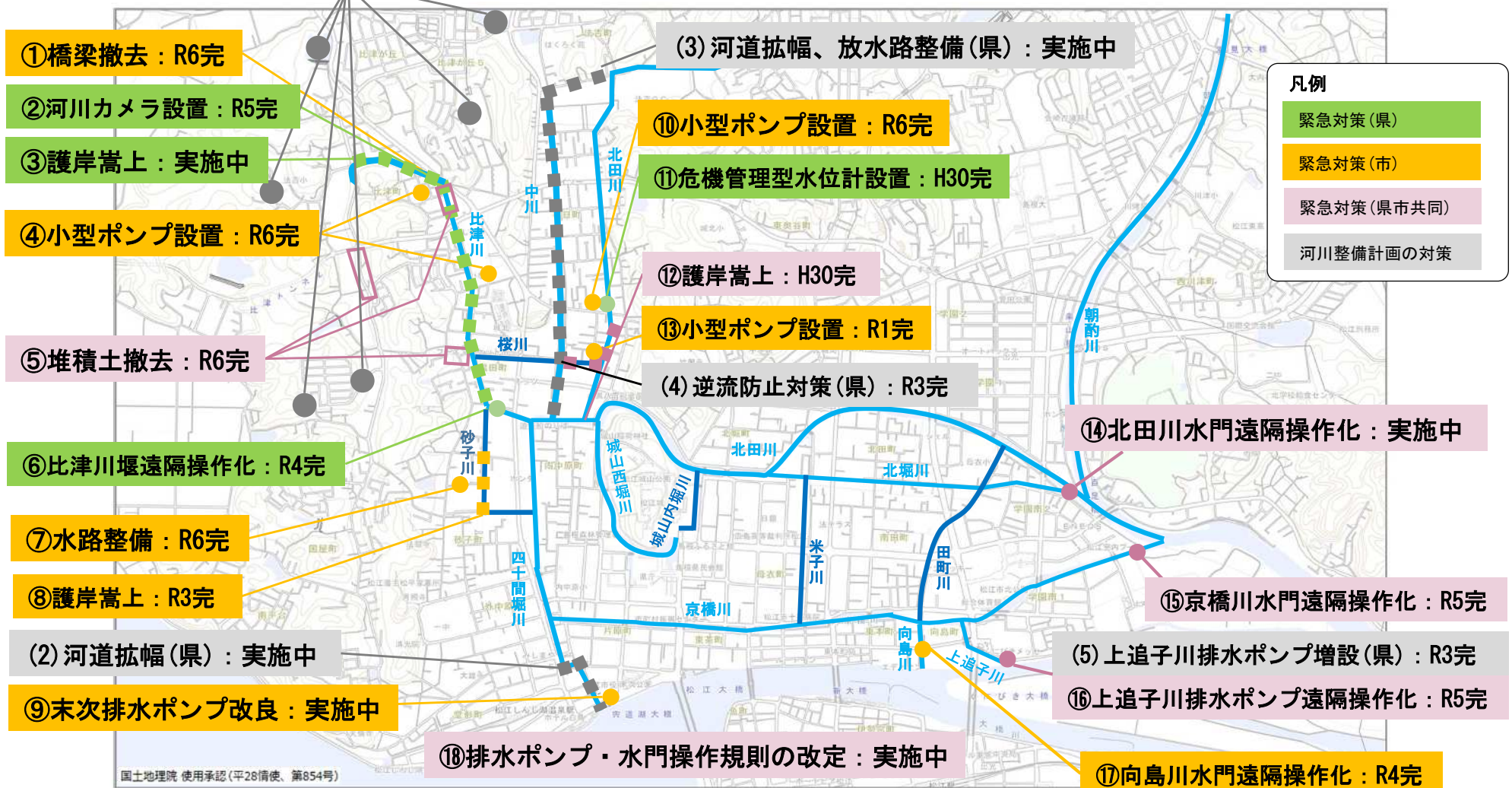
松江市街地 緊急浸水対策

島根県河川課
松江市河川課

松江市街地の浸水被害を軽減させることを目的に、「斐伊川水系 宍道湖東域河川整備計画」での対策に加え、緊急的に島根県と松江市で「護岸の嵩上げ」や「小型ポンプの設置」「水門などの遠隔操作化」などを実施（H29から実施している緊急対策に、R3やR6の大雨を受けて更なる対策を追加実施）

(1) 既存ため池等の改良(市)：設計中

⑨・⑭・⑮・⑯・⑰・⑱・(5)の取組により事前放流することで
松江堀川全体の貯留容量を確保



松江市街地 緊急浸水対策の具体例

島根県河川課
松江市河川課

川からあふれさせない取組

【③護岸嵩上（県）】

- ・護岸の嵩上げにより、川から水があふれる回数を軽減



施工前



施工後

川の様子を広く知らせる取組

【②河川カメラ設置（県）】

- ・河川カメラを設置し、河川の状況をインターネットでリアルタイムに公開

松江市街地では
・比津川（3ヶ所）
・京橋川（1カ所）
・北田川（1カ所）の
計5カ所にカメラ設置済



河川カメラ設置状況



河川カメラ映像

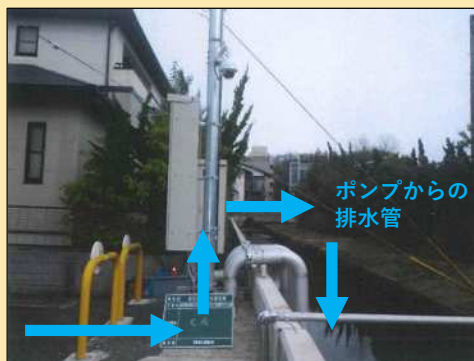
溜まった水を吐き出す取組

【④小型ポンプ設置（市）】

- ・内水対策として、排水マンホールポンプの設置により排水能力を増加



排水ポンプ設置状況



集めた水をポンプで川に排水（参考例）

ゲリラ豪雨に素早く対応するための取組

【⑭北田川水門遠隔操作化（県・市）】

- ・水門の操作を遠隔化し、操作員が現地に行くまでの時間を短縮

この他に松江市街地では
・比津川堰
・向島川水門
・京橋川水門
・上追子川排水ポンプで
遠隔操作化を実施済



操作画面イメージ



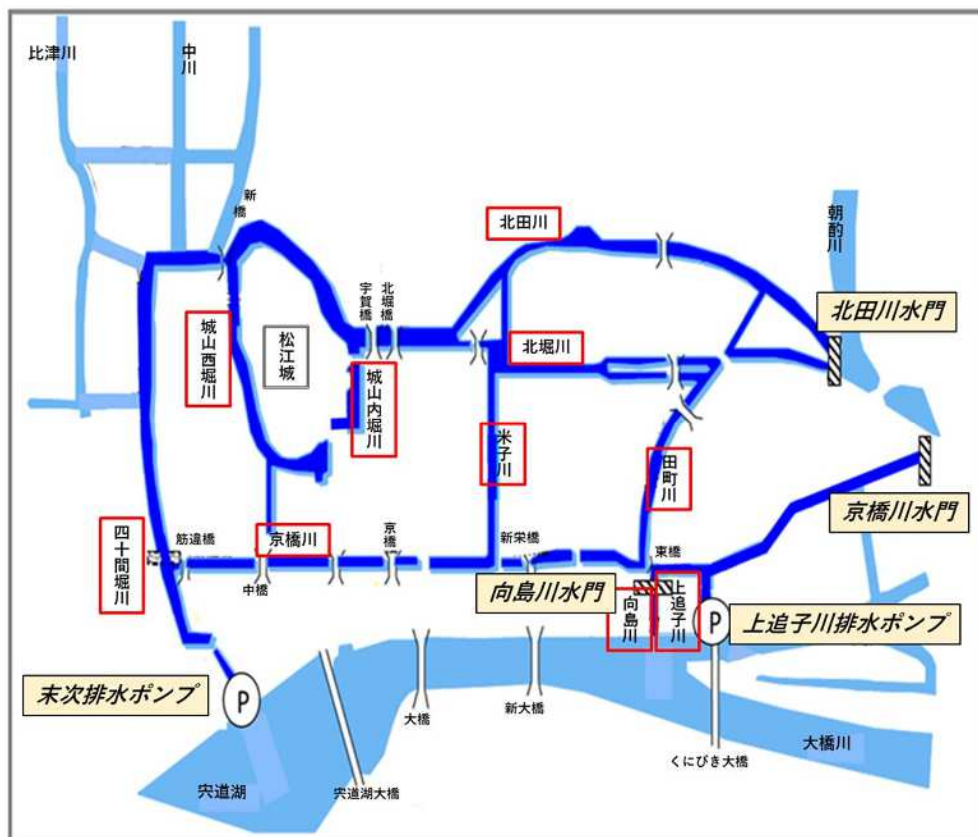
操作作業イメージ

松江堀川の事前放流による貯留容量の確保

島根県河川課
松江市河川課

近年、多発する短時間での集中豪雨に対応するため、松江市街地への降雨が予測される際は、事前に排水ポンプや水門を操作し、松江堀川の水を宍道湖へ事前放流することで水位の低減を図り、松江堀川全体で約7.4万 m^3 （25mプール約120杯分）の雨水が貯留できる容量を確保する。

【松江堀川平面図】



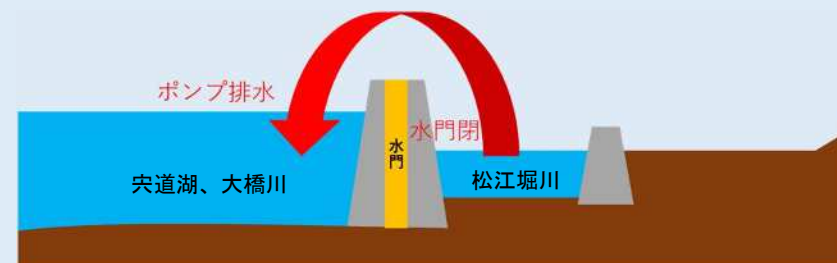
※松江堀川：赤枠の10河川の総称

【大雨が予想され、事前放流を行うことによる留意点】

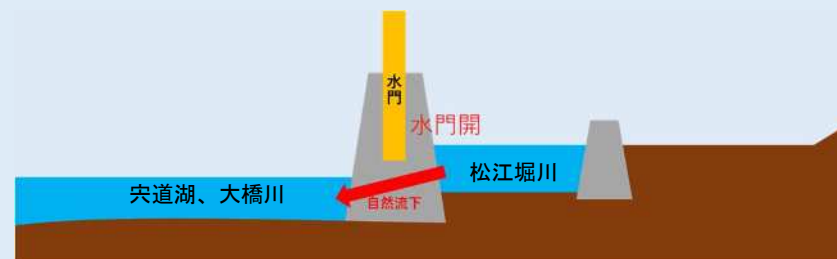
○遊覧船の安全な運航に支障をきたすため、
大雨の恐れがなくなるまで、堀川遊覧船を運休

【事前放流時における水門、排水ポンプの操作について】

松江堀川より宍道湖（大橋川）の水位が高い場合⇒水門を閉めポンプ排水



松江堀川より宍道湖（大橋川）の水位が低い場合⇒水門を開き自然に排水



【事前放流による水位低減効果】

松江堀川の水位を平常水位から事前放流により低減可能な水位まで排水することで、豪雨発生の前に約7.4万 m^3 分の雨水が入る貯留容量を確保

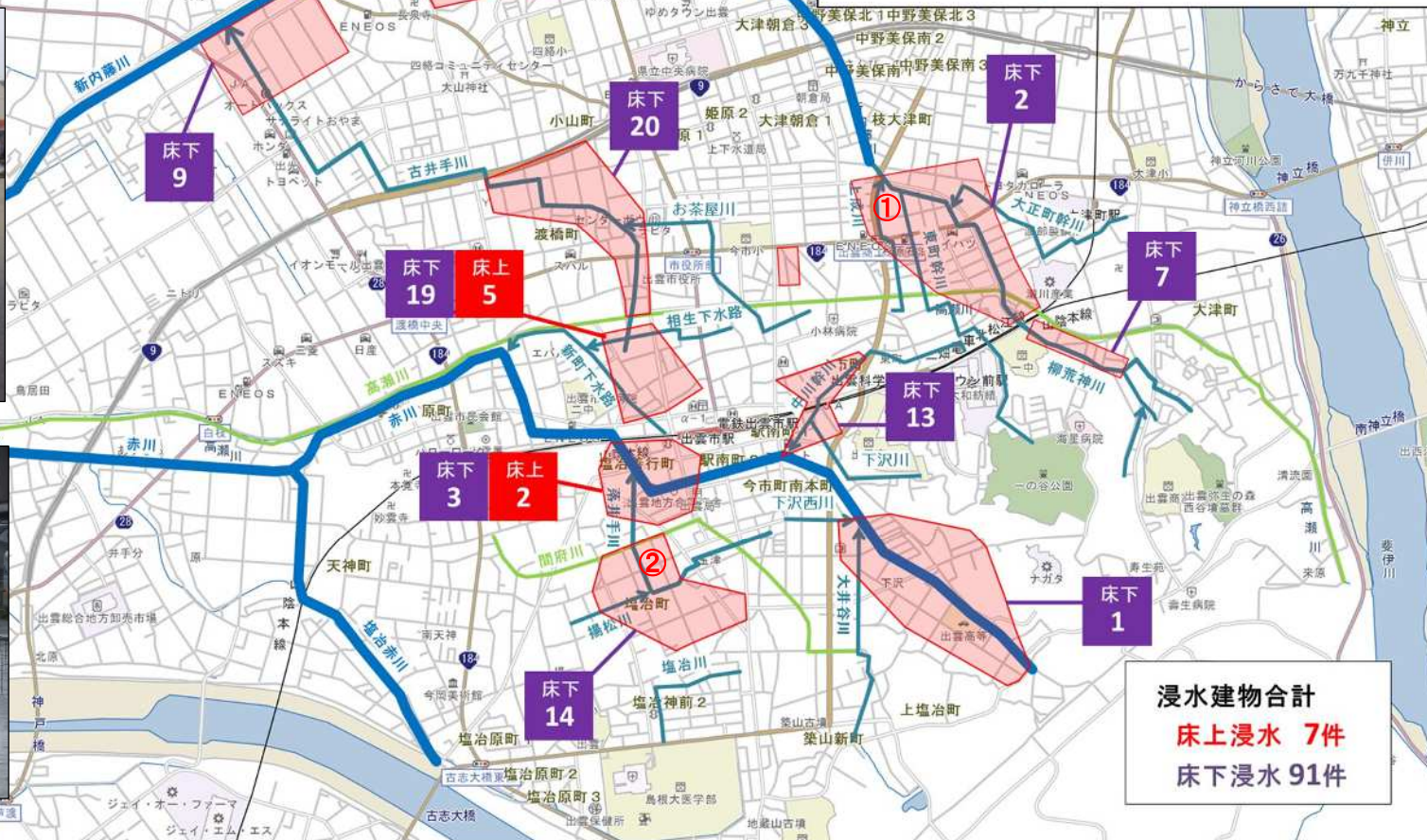
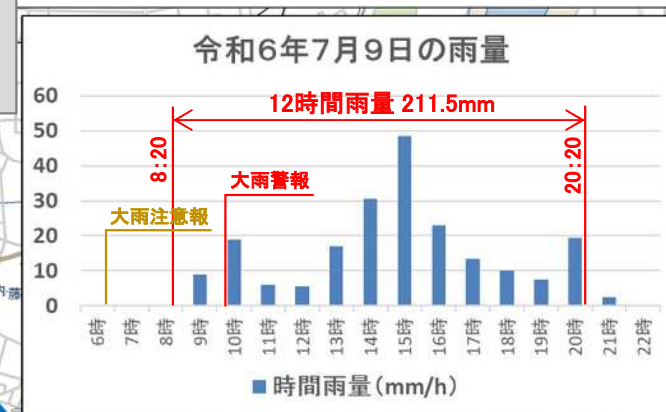


※松江堀川の投影面積：18.5万 m^2 平常水位と事前放流後水位の水位差：0.4m
⇒事前放流による貯留量：18.5万 $\text{m}^2 \times 0.4\text{m} = \text{約}7.4\text{万}\text{m}^3$

出雲市街地 令和6年7月9日の大雨による被害状況

島根県河川課
出雲市道路河川維持課

令和6年7月9日に観測史上1位となる12時間雨量211.5mm（出雲観測所）の大雨により、出雲市街地で床上浸水7件、床下浸水91件の被害が発生



出雲市街地 3 か年緊急浸水対策 (R7~R9)

島根県河川課
出雲市道路河川維持課

出雲市街地の浸水被害を軽減させることを目的に、「斐伊川水系 新内藤川流域河川整備計画」での対策に加え、緊急的に島根県と出雲市で「河川の暫定掘削」や「排水路改良」などを実施



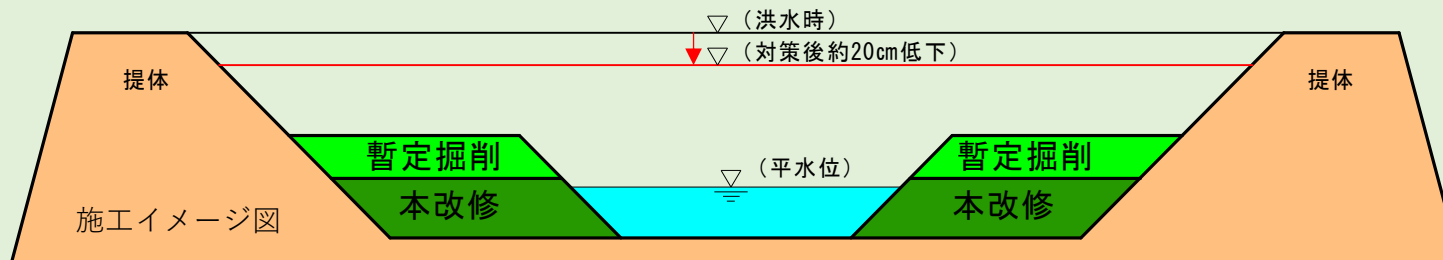
出雲市街地 3 か年緊急浸水対策の具体例

島根県河川課
出雲市道路河川維持課

川からあふれさせない取組

【①流下能力向上対策（県）※新内藤川 暫定掘削など】

- ・ 溢水・浸水被害の対策として、河道拡幅を実施
- ・ 暫定掘削（平水位まで）により、水位が約20cm低下
- ・ 現在進めている本改修についても、下流より順次実施



【②逆流防止対策（県）】

- ・ 本川の増水時に支川への逆流を防止するため、フラップゲート等を設置



川からあふれさせない取組

【④⑦⑪暗渠・排水路改良（市）※落井手川、柳荒神川など】

- ・ 排水路（暗渠）の幅や高さを大きくして、流れる量を増加



溜まった水を吐き出す取組

【⑥ポンプ排水（市）※今市町 高砂地区】

- ・ ポンプを設置して川へ排水する量を増加



大規模下水道管路の全国特別重点調査の実施について

1. 経緯

- (1) 令和 7 年 1 月 28 日に埼玉県八潮市で下水道管路の破損に起因する道路陥没事故が発生
- (2) 令和 7 年 3 月 18 日、国土交通省は道路陥没事故の再発防止のため「全国特別重点調査」の実施を自治体に要請

2. 対象および対象箇所

対象：設置から 30 年以上経過した内径 2 メートル以上の管路

重点調査箇所 5.9 km



3. 調査方法

○自走式テレビカメラによる調査 →必要に応じて打音調査又は空洞調査を実施。



自走式テレビカメラによる調査状況



自走式テレビカメラによる撮影状況

4. スケジュール

5 月 13 日～ 流域下水道の調査開始

7 月下旬 調査結果を国土交通省に報告

※修繕等の必要がある場合は適切に対応する。